

白馬村景觀計畫
(素案)

白馬村

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 序 白馬村の美しい景観づくりに向けて | 1 |
| 1. 景観計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2. 景観計画の位置づけ | 2 |
| I 白馬村の景観特性 | 3 |
| 1. 白馬村の概況 | 3 |
| 2. 景観の骨格と特性 | 5 |
| (1) 面的な広がりを感じる景観 | 5 |
| (2) まとまりや集まりのある景観（集積） | 7 |
| (3) 奥行やつながりを感じる景観（軸、連続） | 9 |
| (4) 方向や目印となる景観（シンボル景観） | 10 |
| (5) 景観の境界（縁取り） | 11 |
| 3. 景観の基本構造 | 12 |
| II 景観づくりの基本方針 | 13 |
| 1. 基本理念 | 13 |
| (1) 基本理念 | 13 |
| (2) 目標像 | 14 |
| 2. 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号） | 15 |
| (1) 景観計画区域 | 15 |
| (2) 景観計画区域の地域区分 | 16 |
| III 景観育成の方針 | 21 |
| 1. 地域区分ごとの方針 | 21 |
| (1) 一般地域 | 21 |
| (2) 景観育成重点地区 | 28 |
| (3) 色彩エリア | 31 |
| IV 景観づくりのための行為の制限に関する事項 | 34 |
| 1. 届出の対象行為と手続きの進め方（景観法第16条関係） | 34 |
| (1) 届出が必要な行為及び規模 | 34 |
| (2) 手続きの流れ | 35 |
| 2. 景観づくりの基準（景観法第8条第2項第2号関係） | 36 |
| (1) 共通基準 | 36 |
| (2) 地域別基準 | 39 |
| (3) 色彩基準 | 45 |
| V 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針 | 46 |
| 1. 景観重要建造物 | 46 |
| 2. 景観重要樹木 | 46 |
| VI その他景観づくりに関する事項 | 47 |

| | |
|---|-----------|
| 1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する方針 | 47 |
| 2. その他、景観を構成する重要な要素に関する保全等の方針 | 48 |
| (1) 農地の手入れに関する事項 | 48 |
| (2) 沿道における景観保全に関する事項 | 48 |
| (3) 里山の手入れと植樹・緑化に関する事項 | 48 |
| (4) 太陽光発電システム（ソーラーパネル）に関する事項 | 48 |
| VII 景観づくりの推進方策 | 50 |
| 1. 景観づくりの取り組み | 50 |
| (1) 条例の適正な運用による建築物や工作物の景観誘導 | 50 |
| (2) 村民の景観に関する意識向上 | 50 |
| (3) 地域のより良い景観づくりの手法 | 50 |
| 2. 景観づくりの推進体制 | 52 |
| (1) 景観計画の推進体制 | 52 |
| (2) 景観に関わる村民・事業者・行政の役割 | 52 |

序 白馬村の美しい景観づくりに向けて

1. 景観計画策定の背景と目的

白馬村の景観

本村は、白馬岳を盟主とする北アルプス白馬連峰という魅力的な山岳に抱かれ、松川、平川などの清冽な流れが豊かな扇状地を形成して水田が作られ、人々の生活を豊かに育みながら現在の田園景観を形作っています。また、塩の道と呼ばれる千国街道などの街道沿いには集落が築かれ、地域の歴史や生活文化に根差した佇まいを見ることができます。

日本を代表する山岳、スノーリゾートとして大きな発展を遂げてきた本村は、スキー場やジャンプ競技場が村内の至る所から望むことができる特徴的な景観を有し、観光地としてホテルや民宿が立ち並びまちなみや、緑に囲まれた別荘地も豊かな景観の一部となっています。

さらに、近年は世界に注目されるリゾートエリアともなり、国内外から来訪者を多く迎えるようになりました。また、スノーシーズンだけでなくグリーンシーズンの誘客にも力を入れており、四季を通じたアウトドアの聖地としても世界的に認知されてきたことから、魅力的な山岳自然景観や歴史・生活文化の景観も注目されるようになりました。

一方、世界的な注目と同時に、これまでにはない斬新で多様な感覚を用いたデザインや色使いの建物も建設されています。このような建物も新しい村の景観の一部であり、旧来からの集落景観との共存も特徴のひとつといえます。

計画策定の背景

これらの景観要素が相互に関係し合いながら、白馬連峰や白馬盆地の西側に位置する前山が、類まれなる中・遠景を形成することで、これらを景観とした近景が生まれ、それを育み、活かしていくことは私たち共通の願いとなりました。

また、村内各所にみられる樹木は、長い年月をかけて成長し、山岳景観、山林集落景観等を構成する重要な要素となっており、別荘地や観光施設周辺などでは魅力ある景観の要素という性格も併せ持っています。これらの樹木を守り、適正に管理していくことで、村の景観をより良いものにしていくことも大きな命題の一つです。

本村では、景観を「子孫に伝えていく大切な財産であり、将来に向かって観光資源として経済基盤の安定を図るうえでも必要不可欠なもの」と位置づけ、平成11年施行の「白馬村環境基本条例」や「白馬村まちづくり環境色彩計画」「景観育成住民協定」などにより、景観育成に取り組んできました。また、長野県景観計画では、特に重点的に景観の育成を図る区域として「国道147号・148号沿道景観育成重点地域」が指定されたことで、相互に補完しあいながらこれまで景観行政が進められてきました。

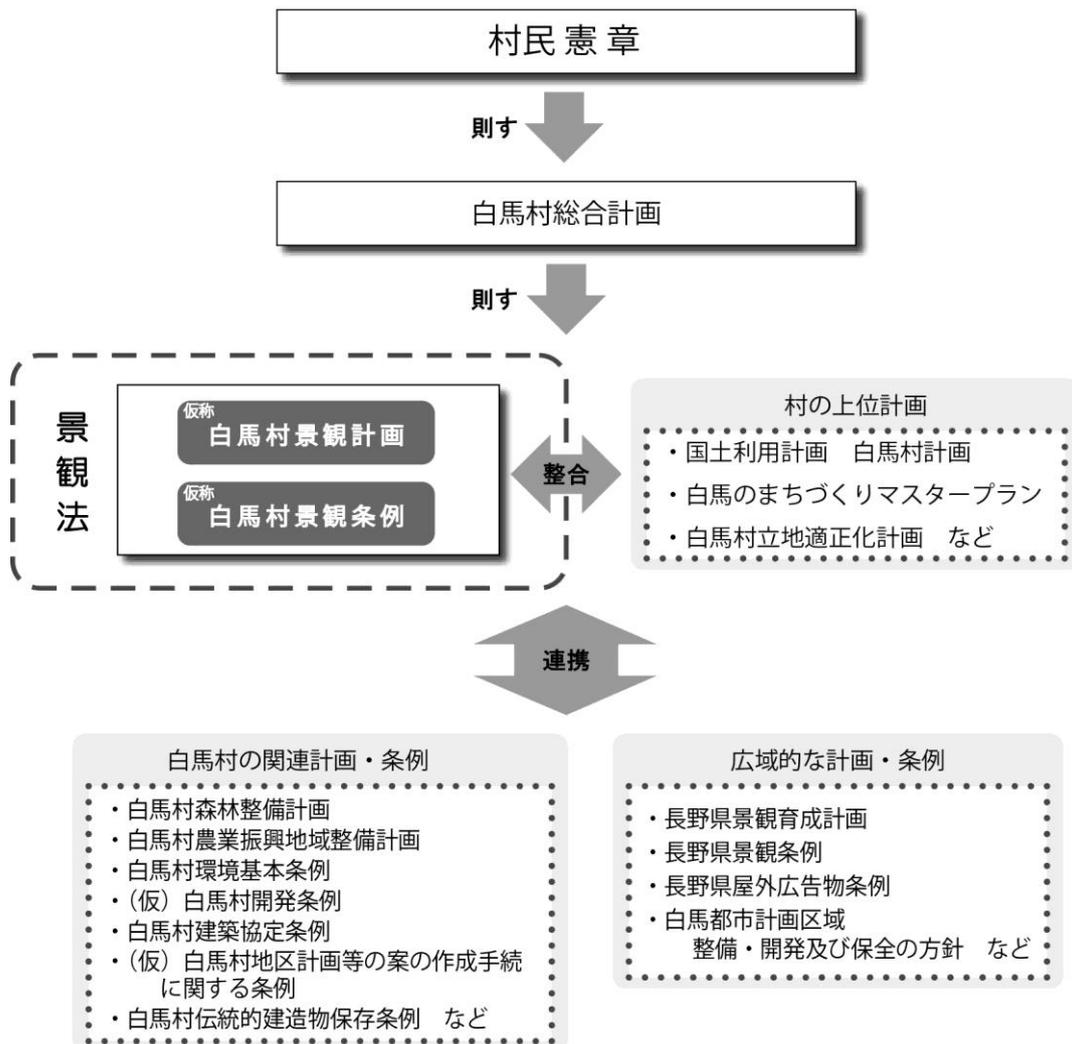
計画の目的

白馬村景観計画は、これまで個々に取り組んできた景観づくりを、村全体の一体感ある取り組みとするため、良好な景観づくりに関する基本的な考え方や方針及び基準、取り組みのあり方などを明らかにした計画です。本村らしい景観を、村民自らが共有財産として認識し次世代に継承するため、この計画に基づき村民、事業者、行政が適切な役割分担と協働により、良好な景観をつくり、守り、育てることで、将来も豊かな自然と人々の生活、観光産業が調和し、心地よさを感じられることを計画の目的とします。

2. 景観計画の位置づけ

白馬村景観計画は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく「景観計画」（法定計画）として定めるものであり、「白馬村総合計画」に則した景観づくりの分野における基本計画と位置づけられます。

本計画は、景観法の基本理念に則り、景観の保全・育成が本村らしく進めることができるよう、様々なまちづくり計画・施策と連携し、景観行政において総合的な展開を図る役割を担うものです。



I 白馬村の景観特性

1. 白馬村の概況

本村は、面積 189.36 ㎢、周囲 65.5 km、南北 16.8 km、東西 15.7 km で、長野県の北西部に位置しています。

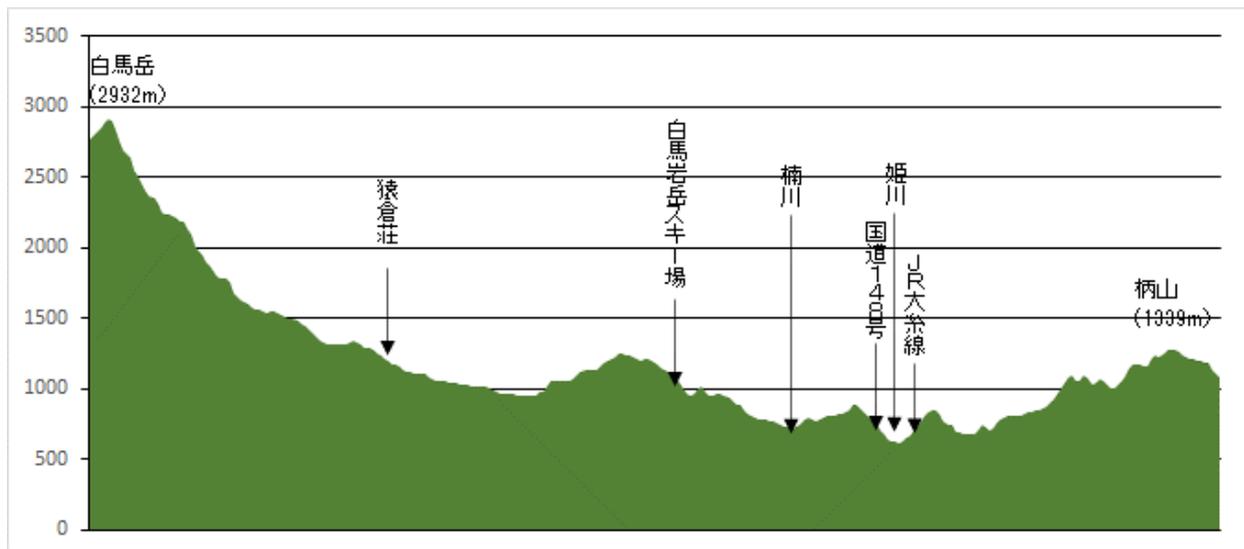
南は佐野坂峠で大町市と、西は後立山連峰を構成する白馬連峰を境界として富山県と、北は小谷村と、東は東側山地を挟んで長野市・小川村と、それぞれ隣接しています。

地域の中央部を南北に糸魚川－静岡構造線断層帯が走っており、平成 26 年（2014 年）11 月に最大震度 6 弱を観測した神城断層地震は、糸魚川－静岡構造線断層帯の一部である神城断層がずれたものです。

白馬連峰から流れ出す河川は扇状地を形成し、この扇状地上が村民生活のほか、農業・商業・工業・観光など産業の場となっています。

村のほぼ中央部を南部から北部へ流れる姫川は、本村の南端佐野坂に源を発し、東西山地より流れ出る谷地川・平川・松川・楠川・峯方沢などと合流し、日本海へ及んでいます。

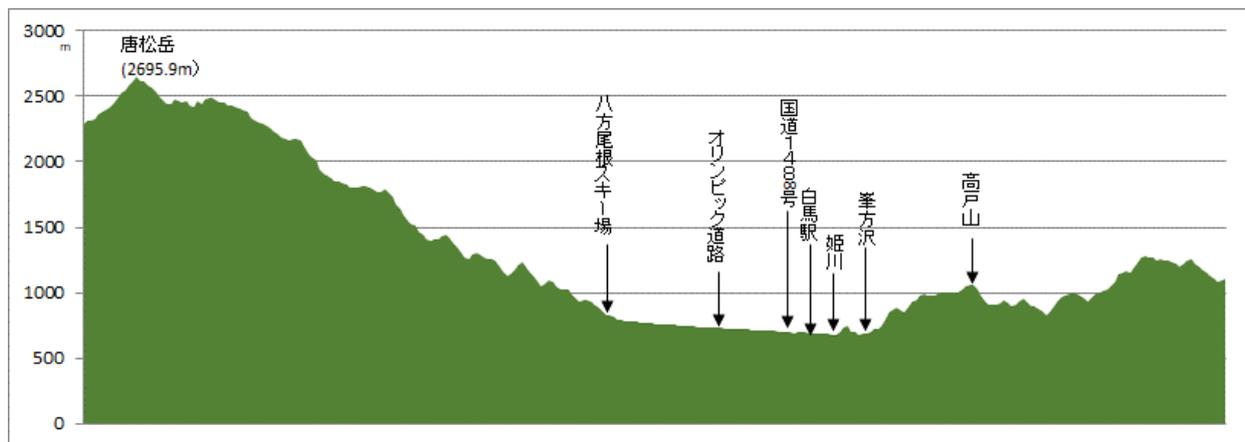
西側の白馬連峰一帯の急峻な山岳景観は、登山・トレッキング・スキー場などとともに主要な観光資源となっています。また、東側山地は、豊かな造林地帯が占めています。



※ 断面図は、相対的なイメージがとりやすいよう高さを2倍に強調している。

(資料：電子国土 WEB)

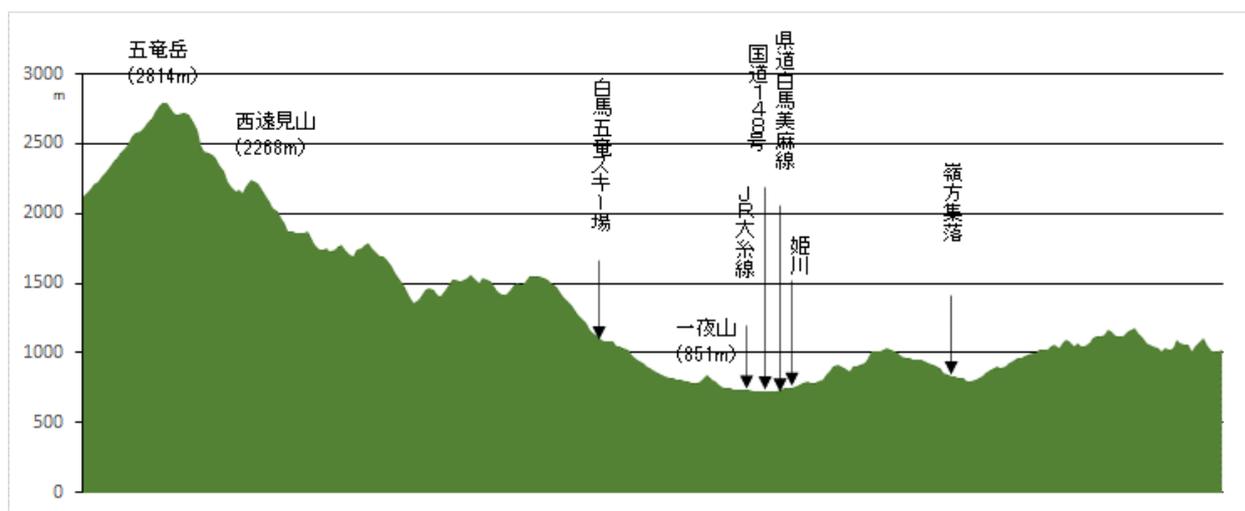
図 地形断面図



※ 断面図は、相対的なイメージがとりやすいよう高さを2倍に強調している。

(資料：電子国土 WEB)

図 地形断面図



※ 断面図は、相対的なイメージがとりやすいよう高さを2倍に強調している。

(資料：電子国土 WEB)

図 地形断面図

2. 景観の骨格と特性

本村の景観は、「自然環境の景観」「生活文化・歴史の景観」「観光産業の景観」「道路沿・河川の景観」の4つの特徴的な景観要素に分けて考えることができます。

この、4つの特徴的な景観要素に対し、景観的な空間の特性として整理すると、「面的な広がりを感じる景観」「まとまりや集まりのある景観(集積)」「奥行やつながりを感じる景観(軸、連続)」「方向や目印となる景観(シンボル景観)」に分けることができ、それぞれの「景観の境界(縁取り)」も空間の特性として整理することができます。

(1) 面的な広がりを感じる景観

■ 広がりを感じる田園の景観

村内には、佐野・沢渡地区、飯森地区、深空地区、新田地区など、まとまりのある広大な農地が残されている地区があります。

これらの地区に残された農地は、白馬連峰を眺める際の前景として、また、四季折々の人の営みと自然が調和した開放感ある景観となっています。

イメージ写真挿入

■ すべての景観の背景となる緑豊かな山地

村のどこにいても白馬連峰、前山、東山を眺めることができます。これら山地には多くの緑が茂り、春には残雪と新緑のコントラスト、夏には青々とした緑、秋には紅葉、冬には起伏のある雪景色と、四季折々の姿を見せてくれます。この緑豊かな山地は、類まれなる景観の主演であるとともに、景観の背景として重要な役割を担っています。

イメージ写真挿入

■ 村内を見渡すことができ視界が広がるスキー場

村内のスキー場は西側の前山に位置し、各スキー場からの視界は広がりをもって白馬盆地を一望できます。

近年は、スキーシーズンの観光に併せてグリーンシーズン観光にも盛んに取り組んでおり、スキー場最上部に設置されたテラスやスキー場内からは、日常では眺めることの出来ない眺望があり、観光資源としても活用されています。

イメージ写真挿入

■ 本村の景観を堪能できる眺望点

長野県は「守るべき大事な景観」として「眺望点」を指定しており、村内には12か所が指定されています。

この眺望点は「地域の守るべき景観を持つ地点」であり、ここから眺める景観は様々な景観要素が織りなす村を代表する景観であるとともに、観光資源のひとつとして活用されています。

イメージ写真挿入

(2) まとまりや集まりのある景観（集積）

■ 建物が集積する市街地

白馬駅周辺は村の中心地であり、国道148号や県道白馬岳線沿いに多くの商業施設が集積しています。またその周辺には役場、図書館、小学校等の公共施設が集積している区域があります。

この市街地は、村民の生活に関わりが深いとともに、鉄道や高速バス等を利用して訪れる観光客を迎える村の玄関口でもあります。

イメージ写真挿入

■ スキー場の旅館街

本村西側の五竜、八方、岩岳などのスキー場周辺を中心として旅館やホテル、飲食店等の商業施設等がまとまった区域があります。

これら区域は、近代的な建物が集積する区域であるとともに、季節ごとに行き交う多くの来訪者の姿を含めて、特徴ある景観を形成しています。

さらに、新田地区のように水と桜に囲まれた旅館街など、特徴ある景観を守り、育てている地区もあります。

イメージ写真挿入

■ 緑に囲まれた別荘地

村内各所では、かつて大規模な別荘地開発が行われました。これら別荘地では住民協定や独自の建築ルール等により、住民自らが景観の保全や創出に取り組んできました。その結果、緑豊かな別荘地が形成され、その価値を高めています。

さらに、これらの別荘地内には貸別荘やペンション、レストランなども点在しており、これら商業施設も特徴ある景観要素のひとつとなっています。

イメージ写真挿入

(3) 奥行やつながりを感じる景観（軸、連続）

■ 良好な景観が望める道路軸

村を車で訪れる際には、国道148号や県道白馬美麻線を利用することになります。

これらの道路から広がりのある田園風景を前景に眺める白馬連峰は、その雄大さから多くの来訪者に感動を与える景観です。

さらに、白馬駅から八方地区に向かう県道白馬岳線も、正面に雄大な白馬連峰を望むことができます。

これらの道路軸からの眺めは、村の景観を特徴づけるものとなっており、その中でも、白馬駅前では村の玄関口としての景観価値の向上や防災対策のため、無電柱化が進められています。

イメージ写真挿入

■ 豊かな水辺空間の河川軸

村内を流れる姫川をはじめ、松川、平川などの河川は、清らかな水、周辺の樹木や様々な色や形をした岩石が特徴ある景観を形成しています。

これら河川沿いには、河川敷広場や大出公園、白馬グリーンスポーツの森など、村民の憩いの場も設けられており、白馬連峰への景観が付加価値を高めています。

イメージ写真挿入

(4) 方向や目印となる景観（シンボル景観）

■ シンボル景観となるスキー場

村内のスキー場は、その位置、白馬連峰を背景としたスキー場の形態等から、シンボリックな景観となっており、また、遠方からでも目標として視認できます。

これらは、本村に多くのスキー場があることで形成される特徴的な景観です。

さらに、スキー場という特性から、夏でも周辺の樹林地とのコントラストにより、特徴的な景観を形成しています。

イメージ写真挿入

■ 本村を特徴づける山頂

本村の象徴的な景観として北アルプス連峰が位置しています。この北アルプス連峰には多くの山頂が含まれ、それぞれの山頂は白馬連峰を語る際の目印となっています。

また、東山においても、市街地から見通すことの出来る山頂はランドマークとなっています。

これらの山頂は、本村を特徴づける景観の重要な要素となっています。

イメージ写真挿入

■ ランドマークとなる構造物

村内には、ランドマークとなりえる構造物が各所に設置されています。

これら構造物は、様々な場面において目印になり、その特徴から白馬固有のランドマークとなっています。

特に、白馬駅、白馬ジャンプ競技場などは、誰もが認識する目印となっています。

また、地域の人たちに大切にされてきた歴史を物語る神社や石仏群など新旧のスポットもランドマークとして村の大切な

イメージ写真挿入

(5) 景観の境界（縁取り）

■ 白馬連峰・前山・東山の山並みの稜線・平坦地と山地との境界部の緑の縁取り

村内の様々な景観は、それぞれが不確実な境界でつながっています。例えば、空と白馬連峰、白馬連峰と前山、前山と平坦な居住地や農地、観光地として利用されている区域といった、それぞれの景観の境は特徴ある景観となっています。

また、緑豊かな別荘地と周辺の農地、スキー場とその周辺の樹林との境にも景観の境界があります。

多くの景観の境界があることは、本村の景観の特徴となっています。



イメージ写真挿入

3. 景観の基本構造

本村の景観空間構成と特性をまとめた景観の基本構造図を示します。

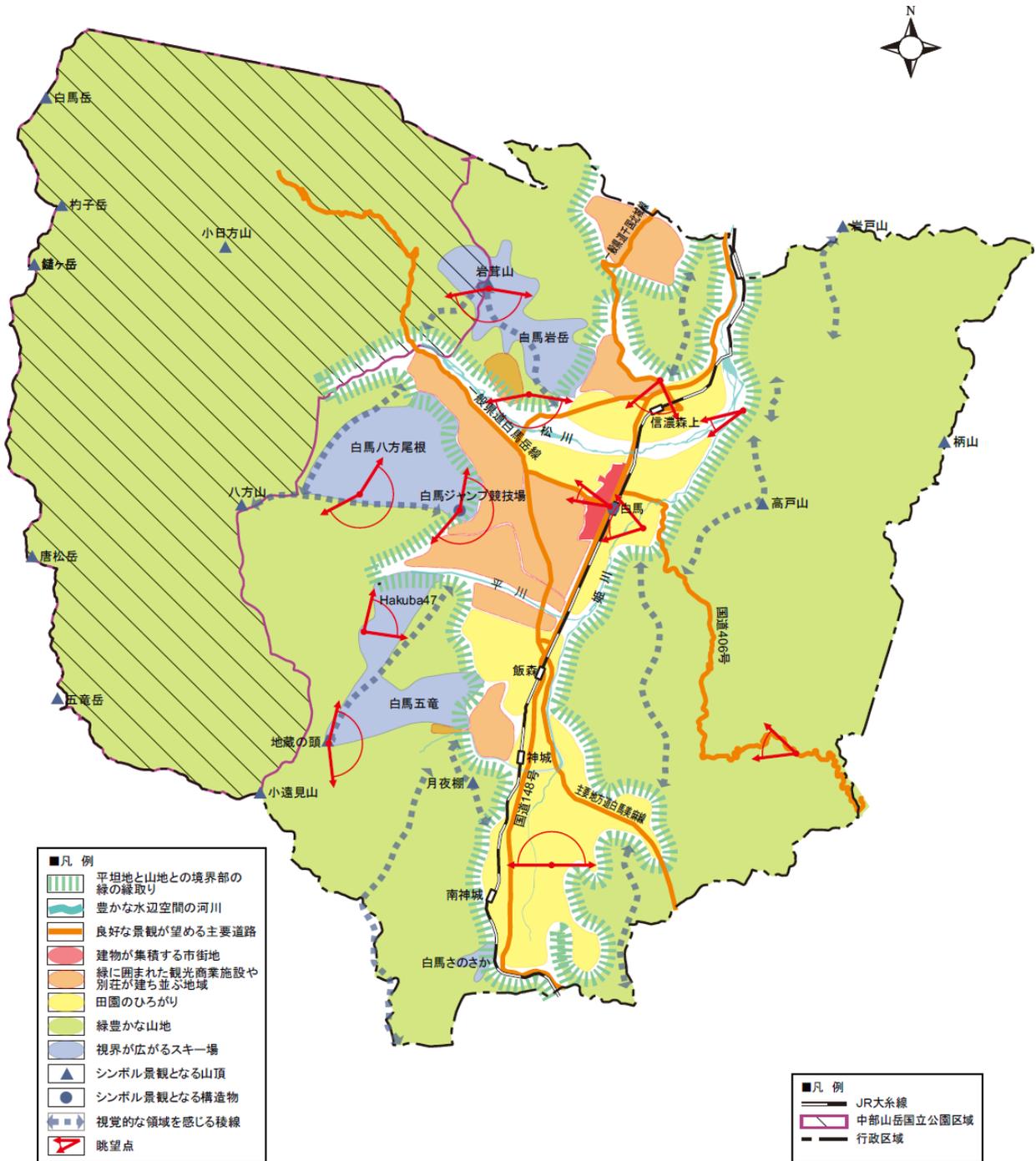


図 景観の基本構造図

II 景観づくりの基本方針

1. 基本理念

(1) 基本理念

私たちが住む白馬村は、国内外からの移住者や観光客が増えてきました。これまでの先人たちが長い年月を費やして、北アルプスの美しい山々を背景とした唯一無二の景観を守ってきました。近年は、開発の歴史の上に新しいまちなみとしての整備も進み、人と自然が調和し、新旧のものが入り交じりながら独自の景観が育まれています。

私たちは、本村の良好な景観を村民共有の財産として次の世代へ受け継いでいかなければならないという強い意志のもと、村民、事業者及び行政が一体となって魅力ある景観を形成し、次世代へと引き継いでいくために、基本理念を次のとおり掲げます。

基本理念

みんなで守り・育み・活かす かけがえのない白馬の景観

※ 基本理念は、物事・活動について、このようにあることが望ましいとする根本の考え。
※ 「みんな」とは、村民、事業者、観光客、行政等、村に関わる全ての人や団体等を指す。

【守る】

本村には、先人から守り継がれた「かけがえのない自然景観」や、歴史・文化など人の営みが生み出した「歴史的な景観」があります。

これからも、この白馬らしい景観を「みんな」で守っていきます。

【育む】

本村では、ただ景観を守るだけではなく、早くから景観に関するルールを創り、別荘地や観光地など地域の発展のための開発等を行う際にこれに配慮することで、唯一無二の景観を「育んで」きました。

これからも、この唯一無二の景観を「みんな」で育んでいきます。

【活かす】

本村には、年間を通して多くの観光客が訪れます。訪れる観光客は非日常に身を置くことで憩い、明日への活力を得ています。そのために、白馬の景観をもてなしのための観光資源として活かしてきました。

これからも、このもてなしの景観を「みんな」で活かしていきます。

(2) 目標像

本村の景観の目標像（将来イメージ）を以下のとおりとします。

※ 目標像は基本理念に基づいて村が将来めざす景観づくりの姿を示したものです。

目標像1 「自然環境が生み出す景観」が守り続けられた白馬

盆地状の地形を取り囲む山々の自然環境が生み出す景観は、ある時は背景を成し、ある時には景観づくりの主役にもなります。また、登山などのアウトドアアクティビティの舞台にもなります。さらに、ひろがりのある景色のなかでは、道路や川から見通す際のランドマークにもなります。一方、村の西側の地域は、一定の標高以上が中部山岳国立公園に指定され、貴重な自然を守っています。

本村では、この「自然環境が生み出す景観」を守り続けています。

目標像2 「生活文化・歴史の景観」を育み続ける白馬

本村には古くから千国街道や山間の道沿いにいくつもの集落が設けられ、人々の暮らしを育んできました。大きな茅葺屋根の民家、集落に点在する神社と林、棚田などには、今なお歴史や文化を感じさせる景観が残っています。また、青鬼地区は棚田と茅葺屋根の民家の特徴とした集落として重要伝統的建築物群保存地区に指定されているのを始め、野平、蕨平、通、などの集落も昔の佇まいのままに現存しています。一方、村内にはスキー場や別荘地などをはじめとした観光施設が多く建設されました。

このように本村では、村民の生活や歴史的な景観を守るだけでなく、それぞれの区域ごとに「生活文化・歴史の景観」として景観を育み続けています。

目標像3 「もてなしの景観」を活かし続ける白馬

本村の市街地は、駅周辺に商業施設やオフィスが点在し、その周囲に低層を基調とした住宅地等がコンパクトなまちなみを形成しています。このコンパクトな市街地には建物や街路、広場などがまとまった景観や、地域の生活に生まれ大切にされた歴史文化の景観があり、住む人、訪れる人を大切にしている村であるという心地よさを感じさせ、人々の生活を豊かにしています。

本村では「守り 育み 活かす 景観」こそ重要かつ持続可能な観光資源との認識を共有し、多くの観光客のおもてなしに活かし続けています。

2. 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

(1) 景観計画区域

白馬連峰と西側前山の織りなす山岳景観、田園と緑の背景に囲まれた集落、登山・スキーの観光リゾート開発により形成された景観、そこに人々が暮らし、生活や文化・歴史を育んできました。

それらが相まって本村の景観を作りだしていることから、景観法に基づく規制・誘導を適用するエリアとする景観計画区域は本村全域とします。

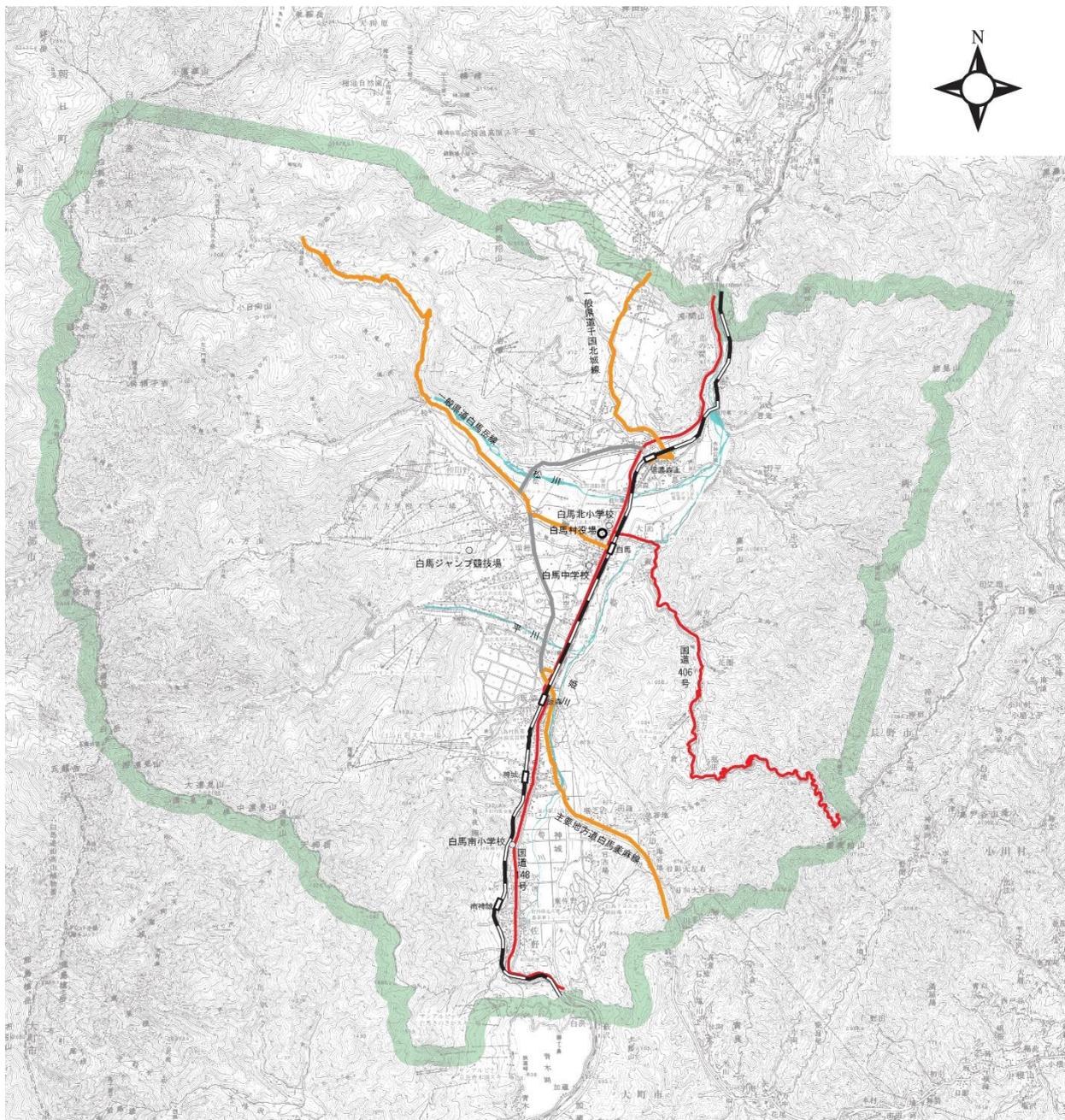


図 白马村景観計画区域

(2) 景観計画区域の地域区分

① 地域区分の考え方

本村は旧来からの集落に加え、観光や別荘等様々な目的を持った開発が各所で行われてきてきました。また、近年はこの別荘地を居住のために使用し、定住する方が増加しています。さらに、白馬駅周辺など、都市化が進行している区域もあります。このように、地域により全く違った景観が見られるのも村の特徴ともいえます。

このことから、地域の特性に細やかに応じられるよう景観計画区域をいくつかの地域に区分し、その地域ごとの基本方針と基準を設けることが必要です。

本村の景観は、「自然環境」、「生活文化・歴史」、「観光産業」、「交通（道）」の特徴的な4つの景観要素で捉えることができます。さらに、これら景観要素が絡み合い、「景観の境界」、「面的な広がりを感じる景観」、「まとまりや集まりのある景観」、「奥行やつながりの感じる景観」、「方向や目印となる景観」により景観的な空間を構成しています。

これらの景観要素と景観の空間構成に加え、自然公園法（昭和32年法律第161号）等の法的な規制、建築物や土地利用の現況や住民協定等の取組状況を踏まえ、景観計画区域を7つに類型化しました。これを地域区分の一般地域と称します。

また、特に景観育成を推進する箇所を、景観育成重点地区として7つに類型化した一般地域に重ねます。さらに、色彩については、これまで運用してきた白馬村まちづくり環境色彩計画を基本に、前述の地域区分とは別に色彩エリアを設定します。

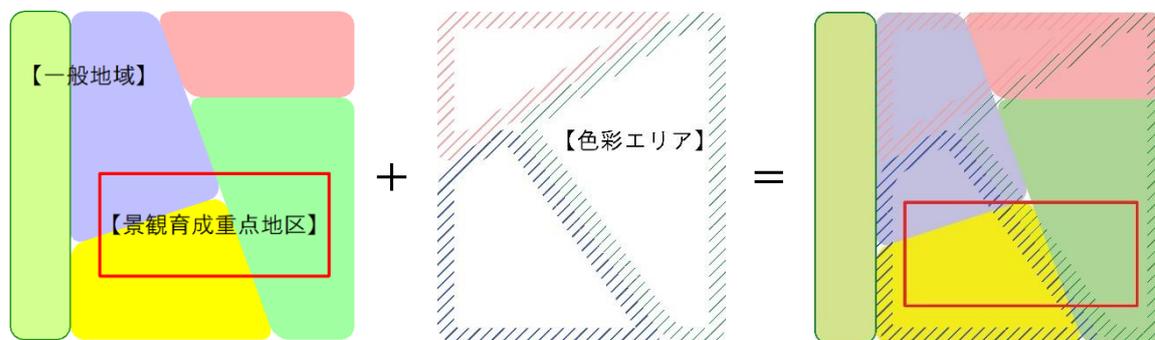


図 地域区分の概念

② 地域区分の設定

1) 設定する地域区分の種類

地域区分の境界は、行為を行う側とその行為を審査する側の双方が分かりやすいよう、自然公園地域や都市機能誘導区域など、法的に区域が定められているものについてはその区域を、それ以外の境界は現況の地形地物を基本とします。

表 地域区分の設定（一般地域）

| 一般地域 | 一般地域の範囲（概要） |
|---------|---|
| 山岳地域 | 中部山岳国立公園特別地域のうち本村の範囲 |
| 山林集落地域 | 山林地域、山林内に点在する集落地 |
| 田園地域 | まとまりのある農地、その農地の周辺部にある集落地 |
| 白馬駅周辺地域 | 白馬村立地適正化計画の都市機能誘導区域（白馬駅周辺地区） |
| 観光地域 | スキー場地域に隣接する観光施設等が集積する地域、落倉地区 |
| スキー場地域 | ・白馬岩岳 ・HAKUBA47 ・白馬さのさか ・白馬八方尾根 ・白馬五竜 |
| 河川景観 | 以下に示す河川の河川区域 姫川、楠川、松川、大橋川、平川、犬川、谷地川 |

2) 景観育成重点地区指定の方針

景観計画区域のうち、その地区の特性を活かしたより細やかな景観育成を積極的に図る必要がある地区を、景観育成重点地区として指定します。

景観育成重点地区は、下記の要件のうちいずれかを満たす地区とし、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項について、当該地区における住民の合意が得られた地区、もしくは住民から提案制度により白馬村景観審議会での審議を経て、随時指定を行います。

【景観育成重点地区指定の要件】

- ・景観育成住民協定地区
- ・歴史的特徴のある景観の広がりをもつ地区
- ・自然と調和した景観の広がりをもつ地区
- ・道路に沿って特徴ある景観をもつ地区
- ・優れた眺望景観をもつ地区
- ・村を印象付ける景観をもつ地区
- ・その他に景観育成上必要と認める地区

3) 景観育成重点地区の指定

多くの人の視点場となる主要道路からの眺望は、村の特徴を印象づけ景観育成を図る上で重要であることから景観形成重点地区（沿道景観軸）に指定し、積極的な景観育成を推進します。

表 景観育成重点地区（沿道景観軸）

| 沿道景観軸 | 対象の路線名 | 区間 | 範囲 |
|----------------------------|--------------------------|---|--------------------|
| 国道沿道軸 沿道の開放感と賑わいを確保する道路 | ① 国道 148 号 | 白馬駅周辺地域を除く大町市との境界から小谷村との境界まで | 道路の境界両側各 50m以内とする。 |
| 眺望道路 A 沿道の開放感を確保する道路 | ② 県道白馬美麻線 | 村道 3149 号線から大町市の境界まで | 道路の境界両側各 30m以内とする。 |
| | ③ 県道千国北城線 | 国道 148 号から小谷村との境界まで | |
| | ④ 村道 0101 号線 | 国道 148 号から東方向へ約 900mの範囲（神城 2157 地番先） | |
| | ⑤ 村道 3149 号線 | 大町市との境界から県道白馬美麻線まで | |
| | ⑥ 村道 0201・1082 号線 | 国道 148 号との交差点から県道白馬美麻線まで | |
| | ⑦ 村道 3064 号線（消防署前線） | 村道 0105 号線（白馬山麓線）から一般国道 148 号まで | |
| | ⑧ 村道 0105 号線（白馬山麓線） | 県道白馬岳線から国道 148 号まで | |
| | ⑨ 県道白馬岳線 | 八方交差点から二股橋まで | |
| | ⑩ 村道 1124 号線（姫川左岸道路） | 下河原大橋から村道 3143 号線（塩島旧国道）まで | |
| | 眺望道路 B 山岳景観の眺望を確保する道路 | ⑪ 県道白馬美麻線 | |
| ⑫ 村道 0105 号線（白馬山麓線） | | 県道白馬美麻線から県道白馬岳線まで | |
| ⑬ 村道 2026・2199 号線（神城山麓線） | | 村道 2199 号線全線、村道 2026 号線終点から村道 2039 号線まで | |

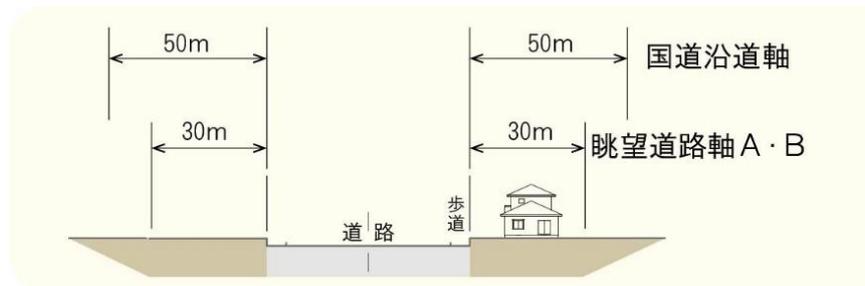


図 沿道景観軸の範囲（概要）

4) 地域区分の設定

地域それぞれの特徴を踏まえ、地域区分を設定しました。

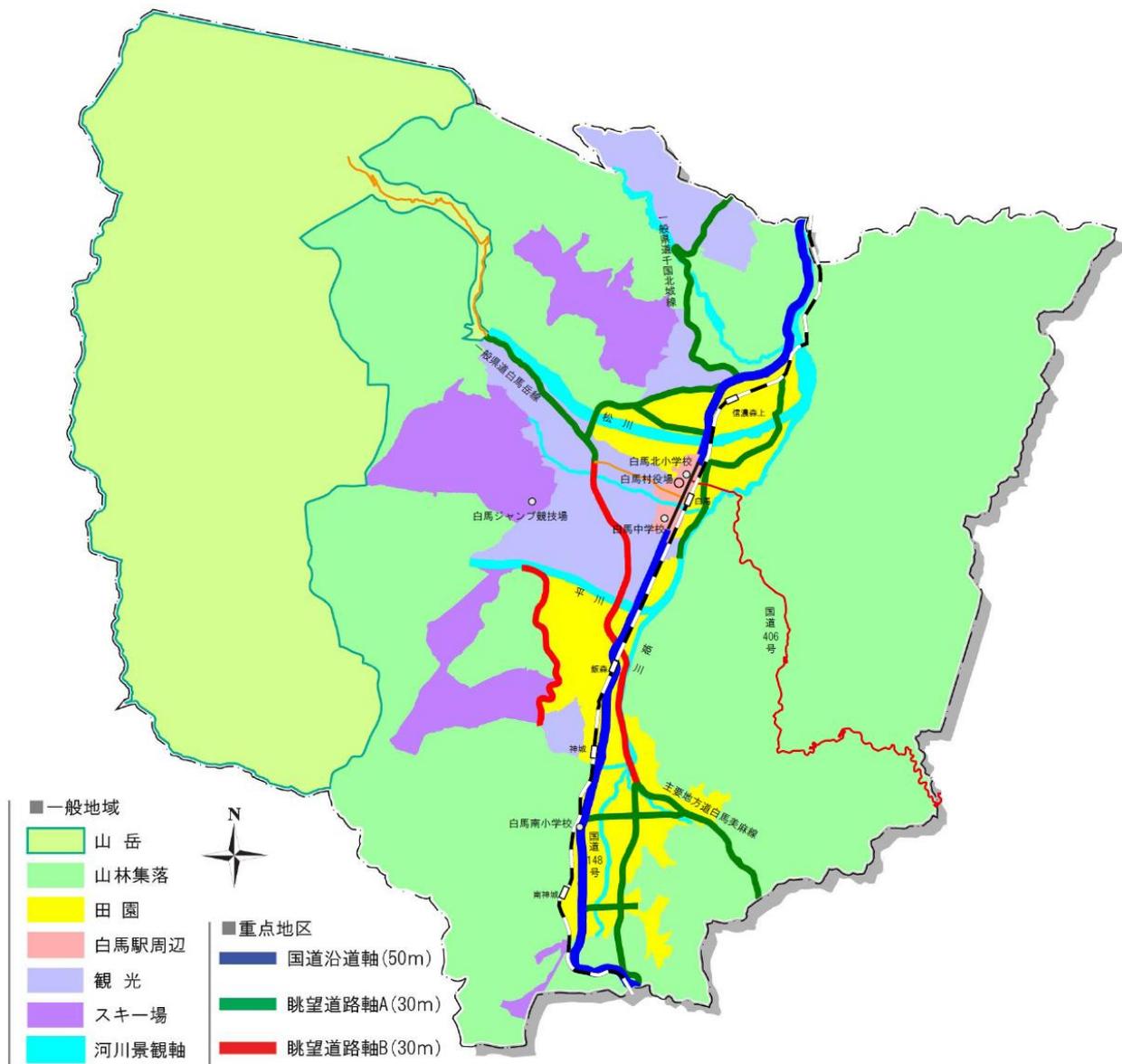


図 地域区分図

③ 色彩エリアの設定

本村にふさわしい魅力的でオリジナリティある色彩景観の形成を目的として、平成 11 年に「まちづくり環境色彩計画（建築外装色彩指針）」を策定し、今日までの約 20 年間、この色彩計画に基づき運用し続けてきており、住民や事業者への周知も浸透しています。

そのため、景観計画での建築物における色彩については、この色彩計画の継続を基本とした色彩エリアを設定します。

表 色彩エリアの設定

| 色彩エリア | 色彩エリアの概略の範囲 |
|-------|--------------------------------|
| 西エリア | 西側の山林集落地域、スキー場地域、落倉及び飯田地区の観光地域 |
| 中エリア | 西・東エリアを除く区域 |
| 東エリア | 姫川より東側の区域 |

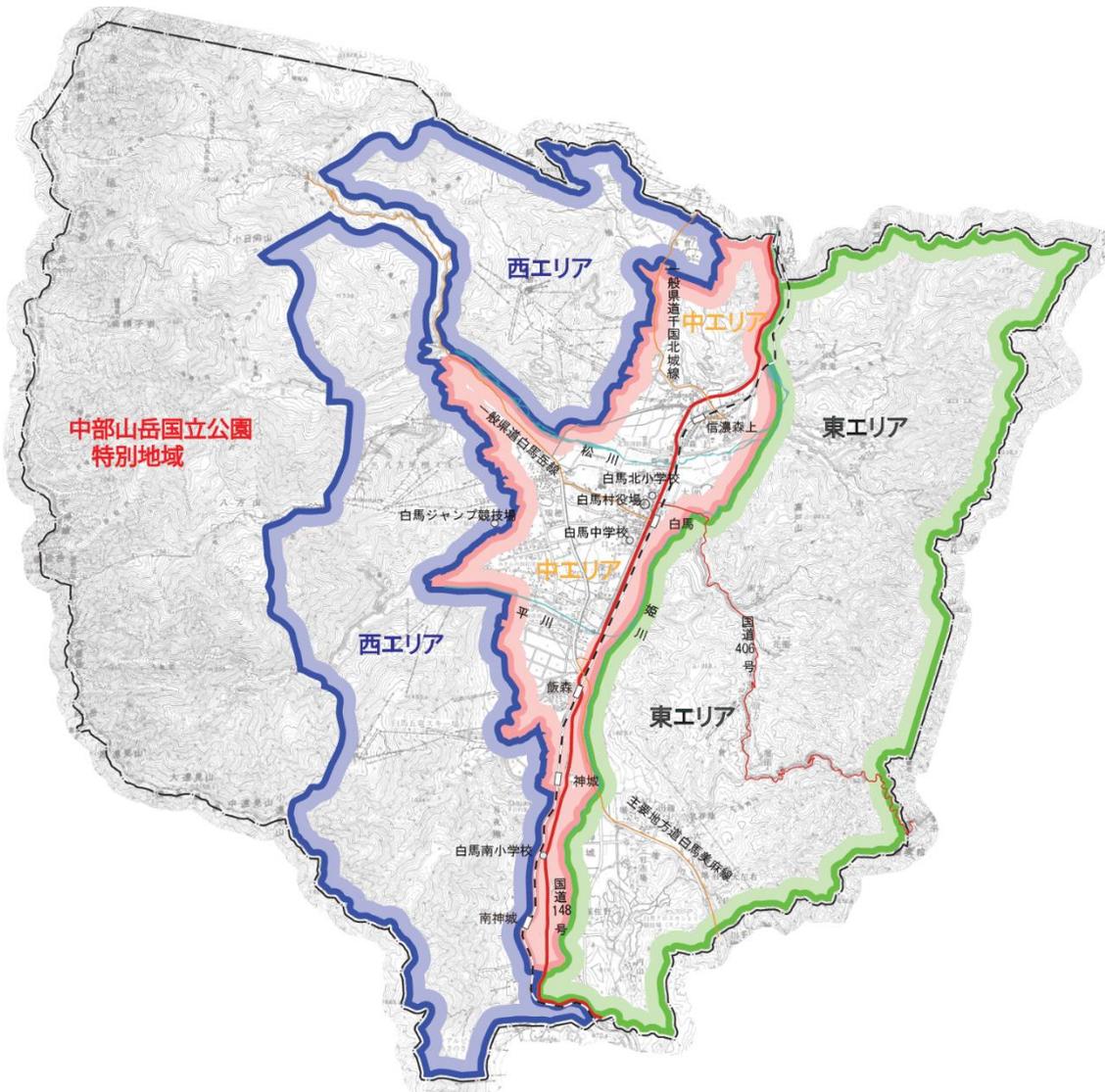


図 色彩エリア図

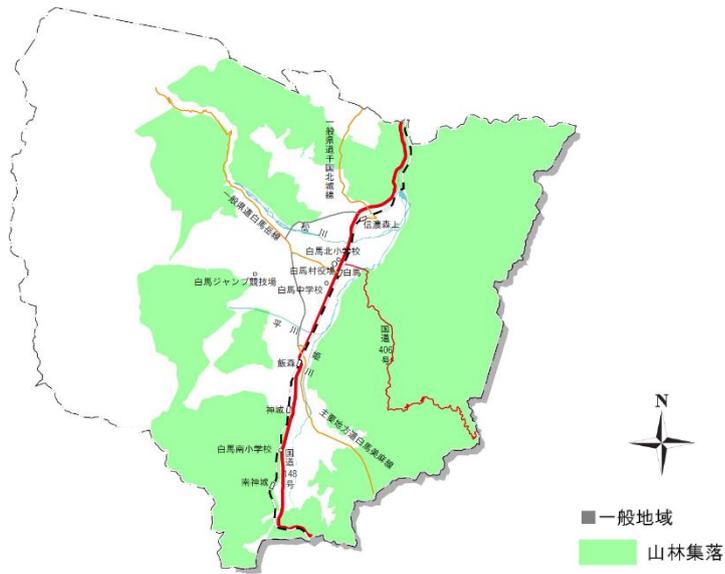
III 景観育成の方針

1. 地域区分ごとの方針

(1) 一般地域

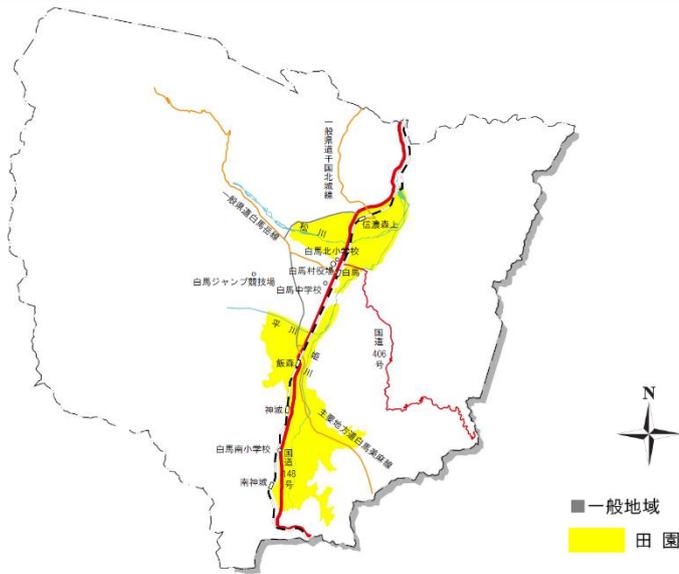
| 山 岳 地 域 | |
|-------------|---|
| | |
| 範囲（境界）の根拠 | 西部の白馬連峰及び前山のうち、中部山岳国立公園特別地域に指定されている区域 |
| 景観・土地利用の特性 | <p>中部山岳国立公園に指定されている区域で、自然環境が良好に保たれている区域です。一部にスキー場がありますが、多くは山林となっています。また、平川、松川などの源流でもあります。</p> <p>自然環境が醸し出す類いまれな山岳景観が村の景観の主役であり、背景ともなっています。四季折々に、様々な姿を見せてくれます。</p> |
| 景観づくりの基本方針 | 本村の象徴である白馬連峰を全ての地域で映る景観として大切にする |
| 景観づくりのための方策 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法に基づき、白馬連峰の優れた山岳・水系景観を保全します。 ・本村の象徴として全ての地域の背景となる景観として意識します。 |
| 地域のイメージ | <div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="color: red;">イメージ図挿入</p> </div> |

山林集落地域



| | |
|-------------|--|
| 範囲（境界）の根拠 | 山林地域、山林内に点在する集落地 |
| 景観・土地利用の特性 | <p>白馬盆地を取り囲むように東西に山地が広がっています。この山地のうち、村の西側では緑豊かな白馬の景観の背景として、また、白馬連峰を眺める際の前景としての役割を担っており、四季折々の景観を作り出しています。</p> <p>また、東側では緑に囲まれた集落が点在しており、青鬼地区など歴史的な景観が残されている地域もあります。</p> |
| 景観づくりの基本方針 | 山あいの自然環境と歴史ある暮らしが調和する景観を守る |
| 景観づくりのための方策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 山麓斜面、稜線の自然景観を保全します。 ・ 山裾の山林などは適正に管理しつつ安易な開発により景観が阻害されないよう配慮します。 ・ 山あいにある集落は、周囲の田園や山林との調和による農村景観を形成します。 ・ 歴史的な集落は、雰囲気のある家並みの景観を保全します。 ・ 周辺にある寺社、お堂、石仏など歴史的・文化的資源との一体化に配慮した景観づくりに努めます。 |
| 地域のイメージ | <div style="border: 1px dashed black; width: 300px; height: 150px; margin: 0 auto;"></div> <p style="color: red; text-align: center;">イメージ図挿入</p> |

田 園 地 域



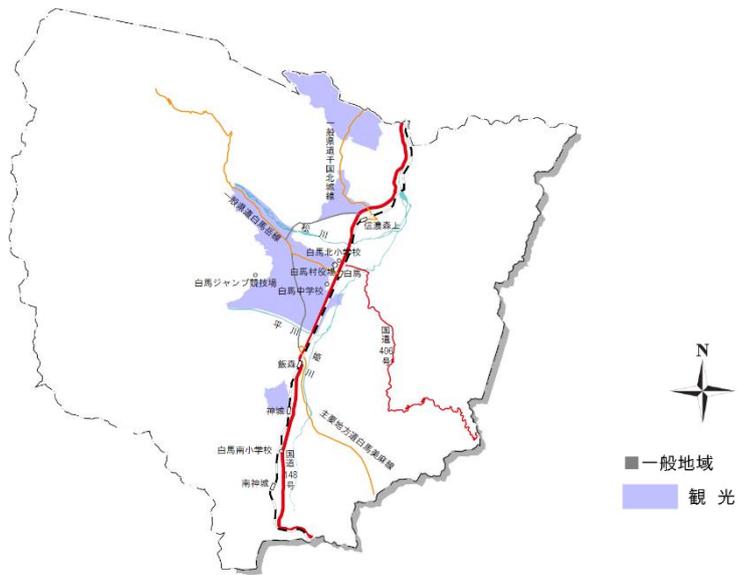
| | |
|-------------|---|
| 範囲（境界）の根拠 | まとまりのある農地、その農地の周辺部にある集落地 |
| 景観・土地利用の特性 | 佐野・沢渡地区、飯森地区、深空地区、新田地区など、まとまりのある広大な農地が残されています。これらの農地は、白馬連峰を眺める際の前景として、また、四季折々の人の営みと自然が調和した開放感ある景観となっています。 |
| 景観づくりの基本方針 | 広がりのある田園と奥に見える山並み、緑に囲まれた集落の田園風景を守る |
| 景観づくりのための方策 | <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の山並み、広がりのある田園、山裾の緑に囲まれ、本村の原風景といえる田園風景を維持します。 ・農業振興を基本とし、農地の無秩序な転用や遊休農地の抑制により、農地の保全を図ります。 ・塩の道などの街道沿いでは、歴史的な雰囲気のある景観保全に努めます。 |
| 地域のイメージ | <div style="border: 1px dashed black; width: 300px; height: 150px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> イメージ図挿入 </div> |

白馬駅周辺地域



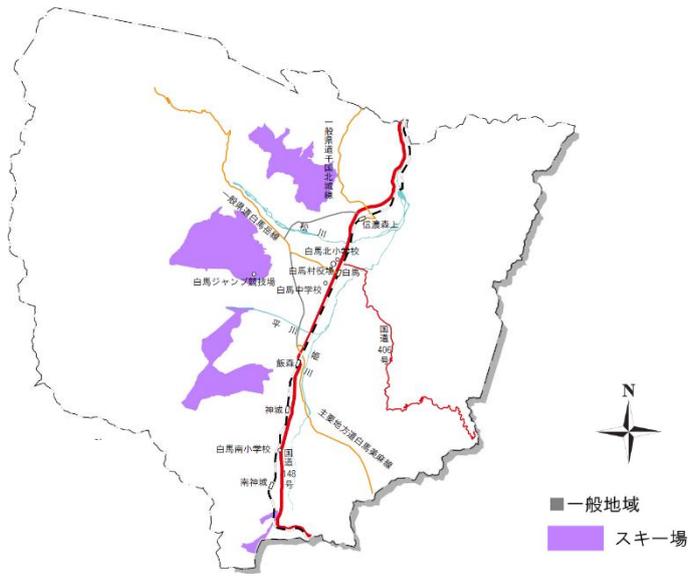
| | |
|---------------------------|--|
| <p>範囲（境界）の根拠</p> | <p>白馬村立地適正化計画の都市機能誘導区域（白馬駅周辺地区）</p> |
| <p>景観・土地利用の特性</p> | <p>村の中心地であり、国道148号や県道白馬岳線沿いに多くの商業施設が集積しています。またその周辺には役場、図書館、小学校等の公共施設が集積している区域があります。この市街地は、村民の生活にかかわりが深い区域です。</p> <p>この区域は、鉄道や高速バス等を利用して訪れる観光客を迎える村の玄関口でもあります。駅舎を出ると、県道白馬岳線の先に白馬連峰を見ることができ、村の景観を特徴づけています。</p> |
| <p>景観づくりの基本方針</p> | <p>本村の玄関口として、もてなし、賑わいを感じるまちなみ景観をつくる</p> |
| <p>景観づくりのための方策</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本村の玄関口としてのまちなみの形成とともに、活気とおもてなしを感じることができる景観づくりを進めます。 ・空き家の有効活用や老朽化建物の更新などにより、賑わいを形成します。 |
| <p>地域のイメージ</p> | <div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>イメージ図挿入</p> </div> |

観 光 地 域



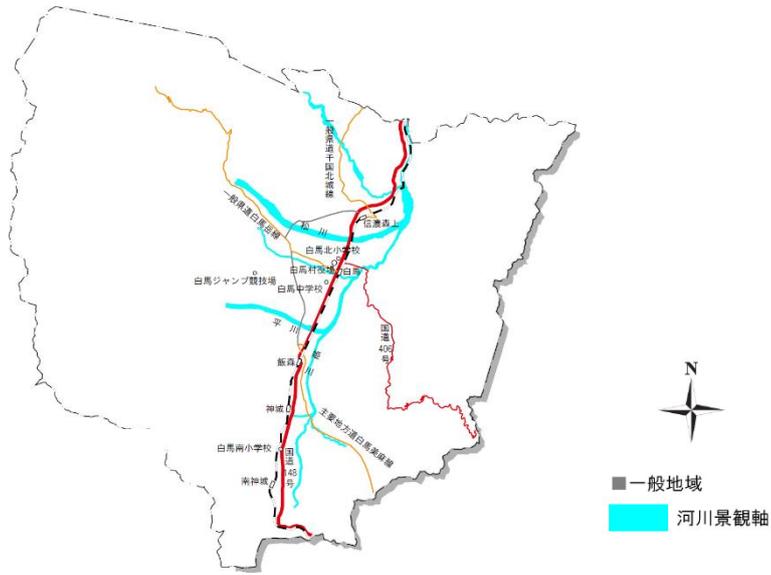
| | |
|--------------------|--|
| 範囲（境界）の根拠 | スキー場地域に隣接する観光施設等が集積する地域、落倉地区 |
| 景観・土地利用の特性 | <p>村の産業を支える宿泊施設を中心とした観光施設や、緑豊かな別荘地を含む区域です。</p> <p>別荘地では住民協定や独自の建築ルール等により、住民自らが景観の保全や創出に取り組んできました。その結果、緑豊かな別荘地が形成され、その価値を高めています。さらに、この別荘地内には貸別荘やペンション、レストランなども点在しており、これら商業施設も特徴ある景観要素のひとつとなっています。</p> |
| 景観づくりの基本方針 | 世界的なリゾートとして誇れる山並みと森と建物が調和した優れた景観をつくる |
| 景観づくりのための方策 | <ul style="list-style-type: none"> ・世界的なリゾートとして周囲の山並みや森と調和し、本村らしさと賑わいを感じるまちなみ景観の演出を図ります。 ・まちなみ景観は、ウィンターシーズンの雪景色と、グリーンシーズンの緑との調和に配慮します。 |
| 地域のイメージ | <div style="text-align: center;"> <p style="color: red;">イメージ図挿入</p> </div> |

スキー場地域



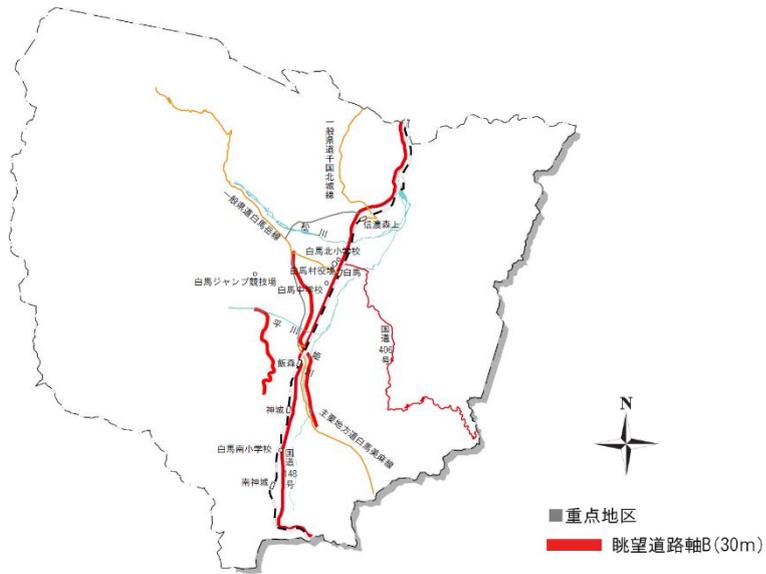
| | |
|--------------------|---|
| <p>範囲（境界）の根拠</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・白馬岩岳 ・HAKUBA47 ・白馬さのさか ・白馬八方尾根 ・白馬五竜 |
| <p>景観・土地利用の特性</p> | <p>白馬連峰を背景としたスキー場の形態等から、シンボリックな景観となっており、遠方からでも目標として視認できます。これらは、本村に多くのスキー場があることで形成される特徴的な景観です。</p> <p>さらに、スキー場という特性から、夏でも周辺の樹林地とのコントラストにより、特徴的な景観を形成しています。</p> |
| <p>景観づくりの基本方針</p> | <p>村のシンボルとなるスキー場の景観をつくる</p> |
| <p>景観づくりのための方策</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・世界的なスキー場として、優れた自然環境と調和した、夏・冬ともに白馬らしいスキー場景観を目指します。 |
| <p>地域のイメージ</p> | <div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>イメージ図挿入</p> </div> |

河川景観軸



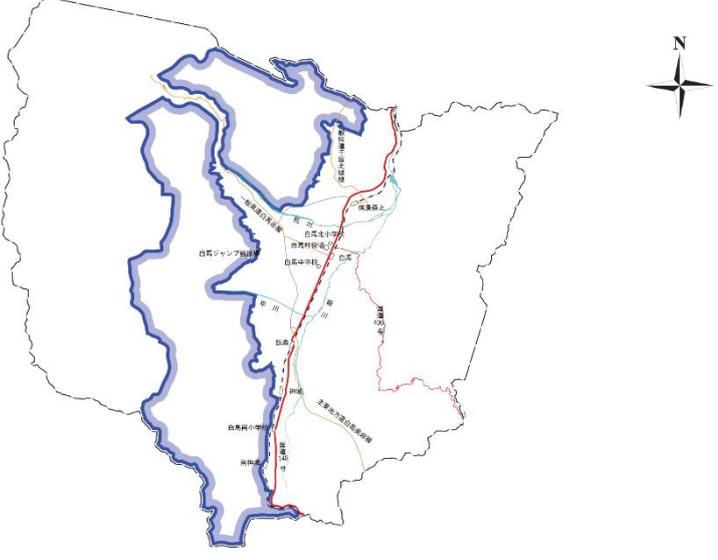
| | |
|--------------------|--|
| 範囲（境界）の根拠 | 以下に示す河川の河川区域 姫川、楠川、松川、大櫛川、平川、犬川、谷地川 |
| 景観・土地利用の特性 | 姫川をはじめ、松川、平川などの河川は、清らかな水、周辺の樹木や様々な色や形をした岩石が特徴ある景観を形成しています。 また、河川沿いの河川敷広場や大出公園、白馬グリーンスポーツの森など、村民の憩いの場も設けられており、白馬連峰への景観が付加価値を高めています。 |
| 景観づくりの基本方針 | 豊かな自然を感じることができる河川の景観を守る |
| 景観づくりのための方策 | ・姫川、松川等などの主要河川は、白馬連峰や田園風景などと一体となった景観を形成することから、河川景観を保全します。 |
| 地域のイメージ | <div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="color: red; font-size: 24px;">イメージ図挿入</p> </div> |

眺望道路軸 B

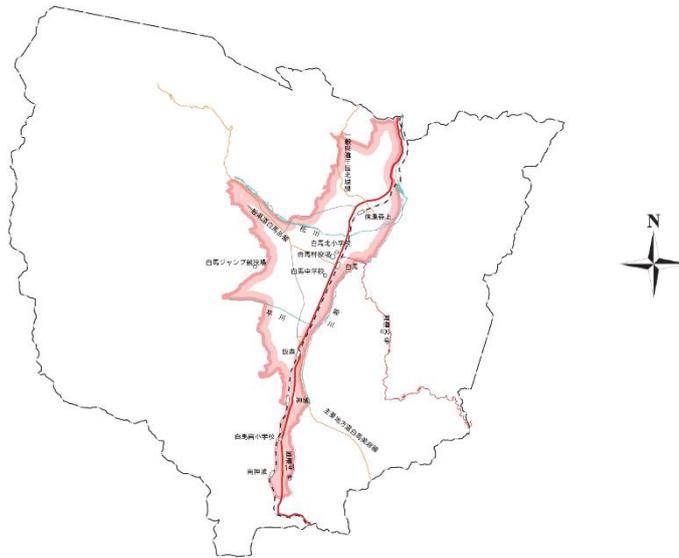


| | |
|-------------|---|
| 範囲（境界）の根拠 | <p>県道白馬美麻線（飯森陸橋北信号から村道 3149 号線まで）、村道 0105 号線（白馬山麓線）（県道白馬美麻線から県道白馬岳線まで）、村道 2026・2199 号線（神城山麓線）（村道 2199 号線全線、村道 2026 号線終点から村道 2039 号線まで）の道路の境界両側各 30m 以内の区域</p> |
| 景観・土地利用の特性 | <p>緑に囲まれた住宅や飲食店などの商業施設が点在している区間、開放感のある農地沿いの区間があります。また、至る所で白馬連峰への眺めを楽しむことができ、多くの来訪者に感動を与える景観です。</p> |
| 景観づくりの基本方針 | <p>北アルプスを目前に望むことができるこの眺望と調和した魅力的なまちなみ景観をつくる</p> |
| 景観づくりのための方策 | <p>・北アルプスを目前に望むことができる眺望道路として、この眺望景観と調和した魅力的なまちなみ景観に配慮します。</p> |
| 地域のイメージ | <div style="border: 1px dashed gray; width: 300px; height: 150px; margin: 0 auto;"></div> <p style="color: red; font-size: 1.2em;">イメージ図挿入</p> |

(3) 色彩エリア

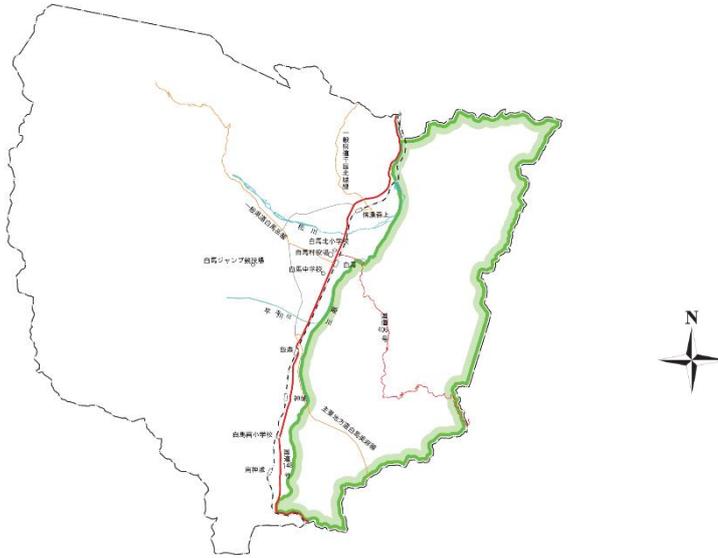
| 西 エ リ ア | | |
|--|--|---|
|  | | |
| 範囲（境界）の根拠 | 主に姫川左岸のうち、中部山岳国立公園の区域以外の山地及び山麓地域で浅間山付近の山地を除く区域 | |
| 景観・土地利用の特性 | <p>本村の景観における主役であり背景となる白馬連峰とその前山の区域であり、多くが山林です。また、落倉地区の別荘や商業施設が集まる区域やスキー場の区域、白馬五竜スキー場に隣接するホテルやペンション民宿などが集まる区域もこのエリアに含まれます。</p> <p>山地には多くの樹木があり、またどんぐり別荘地や五竜のペンション街なども、地敷地内に多くの樹木が生育し、緑豊かな地域となっています。</p> | |
| 景観づくりの基本方針 | <p>自然の中に趣をもったたずむ、洗練された格調と落ち着きの感じられる景観づくり</p> <p style="text-align: center;">西エリアらしさ・・・・・・・・・・area image 洗練</p> | |
| 景観づくりのための方策 | 色使い | <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と調和し、洗練された格調と落ち着きの感じられるような色使いとします。 ・太陽光発電施設を屋根や屋上壁面等に設置する場合は、周囲の色使いになじませます。 |
| | 色数 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用する色数を少なくします。 |
| | 照明 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と調和するよう建物周りの照明は設置場所に配慮しながら、温かみのある光源を用います。 |
| エリアのイメージ |  | |

中 エ リ ア



| | | |
|--------------------|------------|--|
| 範囲（境界）の根拠 | | 姫川左岸の西エリア以外の区域 |
| 景観・土地利用の特性 | | <p>白馬盆地の中央で、多くが平坦もしくは緩やかな傾斜を持った区域です。白馬駅周辺の中心市街地、古くからのまちなみ、緑豊かな別荘地、まとまりのある農地やその周辺の住宅地がみられます。</p> <p>人々の生活や活動によって景観が形成される区域であるとともに、商業施設などでは比較的目的立つ色彩もみられる区域です。</p> |
| 景観づくりの基本方針 | | <p>賑わいを演出しながらも、落ち着きと統一感の感じられる質の高い景観づくり</p> <p>中エリアらしさ・・・・・・・・・・area image 遊創</p> |
| 景観づくりのための方策 | 色使い | <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と調和し、落ち着きと統一感の感じられるような色使いとします。 ・自然環境と調和し、洗練された格調と落ち着きの感じられるような色使いとします。 ・太陽光発電施設を屋根や屋上壁面等に設置する場合は、周囲の色使いになじませます。 |
| | 色数 | <ul style="list-style-type: none"> ・賑わいを演出するアクセントとなる色彩は、色彩相互の調和、使用する量に配慮します。 |
| | 照明 | <ul style="list-style-type: none"> ・店先、店内を演出するよう、照明は温かみのある光源を用います。 |
| 地域のイメージ | | |

東 エ リ ア



| | | |
|--------------------|------------|---|
| 範囲（境界）の根拠 | | 主に姫川の右岸の地域 |
| 景観・土地利用の特性 | | <p>姫川の東側の区域で、多くは山林ですが佐野地区、沢渡地区の農地を含みます。また、各河川沿いには古くからの集落がみられます。</p> <p>集落はそれぞれの地区ごとにまとまりをもって形成されています。青鬼地区の伝統的建造物群をはじめ、旧家、民宿など古くからの生活の場がみられる区域でもあります。さらに、それぞれの集落の周りには比較的小規模な農地が広がっており、山間集落の典型的な景観が残されています。</p> |
| 景観づくりの基本方針 | | <p>本村の原風景ともいえる昔ながらの伝統的生活感や和風情緒のある素朴さを積極的に守る景観づくり</p> <p>東エリアらしさ・・・・・・・・・・area image 情緒</p> |
| 景観づくりのための方策 | 色使い | <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的生活感や自然環境に調和した色使いとします。 ・太陽光発電施設を屋根や屋上壁面等に設置する場合は、周囲の色使いになじませます。 |
| | 色数 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用する色数を少なくします。 |
| | 照明 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺的环境に留意し、過度なものとならないよう配慮します。 |
| 地域のイメージ | | |

IV 景観づくりのための行為の制限に関する事項

1. 届出の対象行為と手続きの進め方（景観法第 16 条関係）

景観に対し、影響のある建築物等の建設や土地の造成などの行為について、一定規模以上の行為を行う際には、景観法に基づき届出を義務づけることにより、その行為が景観育成の方針に相当であるかを事前にチェックすることで、村の景観育成を整えていきます。

建築など行為の際に届出が必要となる対象を、下表のように定めます。

(1) 届出が必要な行為及び規模

景観計画区域内において、届出（景観法第 16 条第 1 項）を要する行為は下表のとおりとします。

表 届出が必要な行為及び規模

| 行為の種類 | | 届出対象の基準 | |
|--|---|---|--|
| 建築物 | ① 新築・増築・改築・移転 | 建築基準法第 6 条に定める建築確認を要するもの、都市計画区域外は床面積 10 m ² を超えるもの | |
| | ② 外観の変更、若しくは模様替え又は色彩の変更 | 変更に係る面積が 25 m ² を超えるもの | |
| 工作物 | 新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 | ③ 索道類、プラント類、貯蔵施設類、処理施設類 ^{※1} | 高さ 8 m を超えるもの又は築造面積 20 m ² を超えるもの |
| | | ④ 電気供給施設・通信等施設 ^{※2} | 高さ 8 m を超えるもの |
| | | ⑤ 太陽光発電施設（一団の土地又は水面に設置されるもの）の建設等 ^{※3} | 太陽電池モジュールの築造面積の合計 20 m ² を超えるもの |
| | | ⑥ ③⑤以外の工作物 | 高さ 5 m を超えるもの |
| ⑦ 土石の採取又は鉱物の掘採 | | 面積 300 m ² を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5m を超えるもの | |
| ⑧ 土地の形質の変更 ^{※4} | | | |
| ⑨ 屋外における物件の堆積 ^{※5} | | 高さ 3 m を超えるもの又は面積 100 m ² を超えるもの | |
| ⑩ ①から⑥までの建築物又は工作物の外観に公衆の目を引くための形態・色彩・その他意匠 ^{※6} | | 面積 3 m ² を超えるもの | |

※1 プラント類:コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

貯蔵施設類:飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

処理施設類:汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2 電気供給施設・通信等施設:電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 9 号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する「電気通信」のための施設

※3 建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「(2)建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」に該当

※4 土地の形質の変更:都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び、景観法施行令第 4 条第 1 号に規定する土地の形質の変更（土砂の採取又は鉱物の採掘を除く）

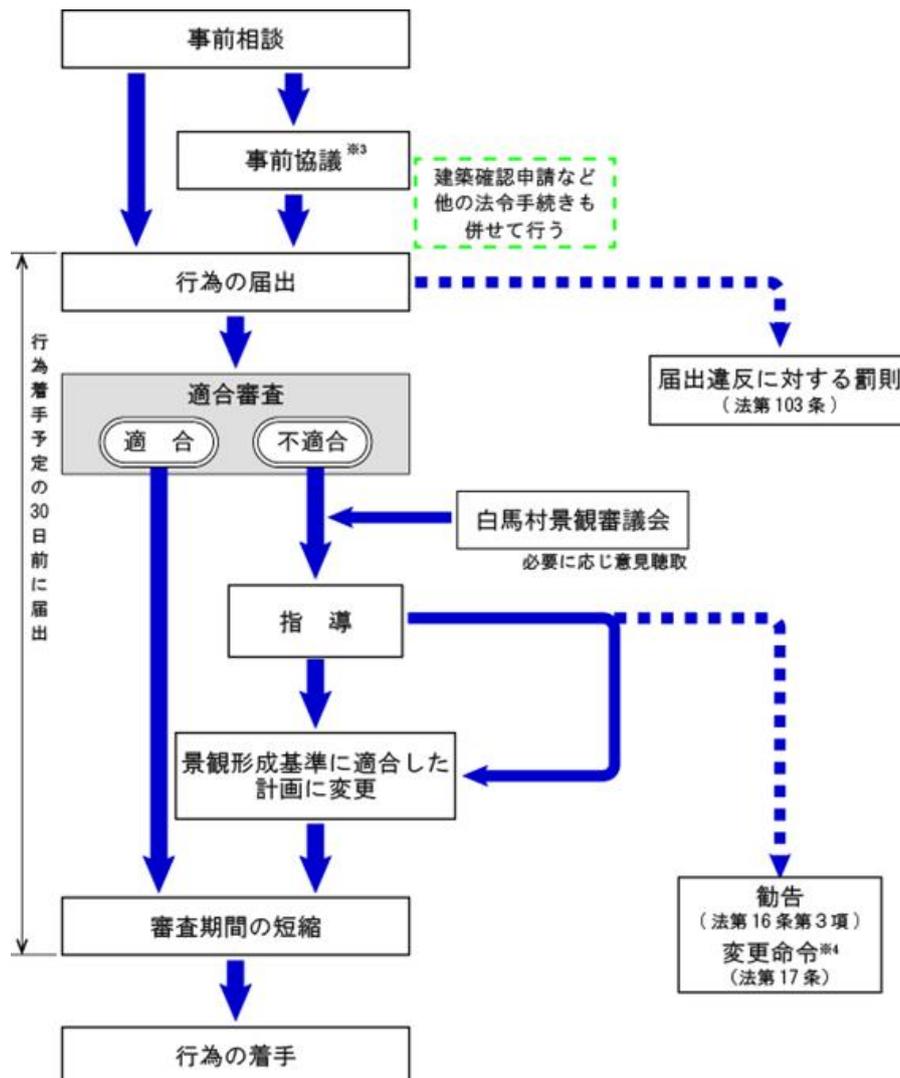
※5 土砂、廃棄物、資材等が高く積み重なった状態をいう

※6 営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く

(2) 手続きの流れ

白馬村景観計画区域内における一定規模以上の行為は、景観法に基づき行為着手の30日前までに届出が必要です^{※1}。その届出のあった建築物の建築等または工作物の建設等の行為が、景観づくりの基準に適合するかを審査します。届出が景観づくりの基準に適合すると認められた場合は、着手制限期間が短縮され、通知日以降であれば着工が可能となります。建築確認申請など他の法令手続きも併せて行う必要があります。

また、景観法第18条第2項^{※2}に基づく、村景観担当窓口での事前相談などにより、速やかに行為の着手が行えるよう配慮します。



- ※1 勧告または変更命令を出す場合は、届出から30日以内に行う。なお、この期間は90日まで延長される場合がある。
- ※2 景観法第18条第2項とは、「景観行政団体の長は、届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、(中略)届出から着手までの期間を短縮することができる。」としている。
- ※3 大規模行為については、(仮)白馬村景観条例に基づき事前協議が必要。それ以外の行為についても必要に応じて事前相談を行うこと。
- ※4 変更命令は、(仮)白馬村景観条例に定めた形態・色彩の基準に対して行うことができる。
- ※5 景観育成住民協定のある地域は、それぞれ代表者に行為の内容について相談し、意見書(協定ごと任意様式)を発行していただいて、行為の届出に写しを添付すること。

図 届出対象行為手続きの流れ

2. 景観づくりの基準（景観法第8条第2項第2号関係）

景観育成の方針に基づいた景観づくりを進めていくためには、村民や村に関わる事業者全員が守らなければならない一定の基準を設ける必要があります。そのため、地域区分ごとの景観づくりの基準を定め、白馬の景観づくりに取り組んでいきます。

また、景観育成重点地区では、一般地域の地域区分の景観育成基準に、各重点地区の景観育成基準を付加することにより、重点的に景観育成を推進します。

(1) 共通基準

① 建築物・工作物の新築・増築・改築・移転又は外観の変更

| 行為の種類 | | 行為の基準 |
|-------|---|---|
| 配置 | 道路後退 | <ul style="list-style-type: none"> ・連たんする店舗等の正面は、まちなみの連続性と賑わいを演出するよう周辺と揃える。 ・山岳景観に配慮し、その眺望を阻害しないよう出来るだけ後退する。 ・道路沿いは、圧迫感を生じないよう解放感を確保するよう後退する。 |
| | 隣地後退 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の周りや隣地の境界は、緑化や駐車場などによりゆとりある空間の確保を設けるとともに、屋根の方向や積雪時の堆雪に考慮する。 ・稜線や斜面上部への配置はできるだけ避け、低地部からの眺望を阻害しないように配置する。 |
| | 眺望の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・稜線や斜面上部への配置はできるだけ避け、低地部からの眺望を阻害しないように配置する。 ・太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、道路からの景観に配慮し、パネルの配置、周囲の緑化やルーバーの設置による目隠しなど工夫に努める。 |
| 高さ・規模 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の基調となる山林や集落から著しく突出した印象を与えないよう、地域特性を考慮した規模、高さとする。 ・規模、高さは極力抑え、まちなみとの連続性や田園風景とのバランス、樹木の高さなど周辺との調和に努める。 ・北アルプスの眺望を阻害しない規模、高さとする。 ・ただし、良好な景観の育成に支障を及ぼすおそれのないもの若しくは公益上やむを得ないものについては、この限りでない。 | |
| 形態・意匠 | 周辺との調和 | <ul style="list-style-type: none"> ・白馬山麓、周辺の山並みや田園及び建築物等の形態・意匠との調和に努める。 ・周辺に歴史的な資源がある場合には、それらとの調和を図り、周辺景観と一体感を持たせるよう努める。 ・連たんする店舗等の正面は、まちなみの連続性を損なわず賑わいを演出するよう、形態・意匠に配慮する。 ・違和感を与える大きな壁面とならないよう、凹凸や分節化を工夫する。 ・周辺の基調となる建築物と比較して規模が大きな場合には、形態・意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺景観との調和を図る。 |
| | 勾配屋根 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根は原則として勾配屋根で適当な軒の出を有するものとし、勾配は稜線、周囲の自然環境・まちなみとの調和に努める。 |
| | 伝統的様式の継承 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し、取り入れた意匠とするよう努める。 |
| | 付帯設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器や付帯設備（屋外階段、ベランダ、パイプ類）は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図る。 ・屋外設備は道路から見えにくいよう、ルーバーの設置等の工夫をする。 |

| | | |
|-----------------------------------|---|--|
| 材料 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐久性・安全性を優先した材料を使用する。 ・できるだけ木材、石材など自然系素材の使用に努める。もしくは色彩または表面形状の工夫により、周辺の伝統的な風土や自然環境との調和に努める。 ・反射光のある素材は屋根に使用しない。 ・金属素材の素地仕上げはできるだけ使用しない。 ・反射光のある素材を壁面の大部分に使用しない。 | |
| 敷地の緑化 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に広葉樹や水辺がある場合は、できるだけ保全に努める。 ・緑豊かな印象を演出するよう、建築物等や駐車場の周りの緑化に努める。 ・緑豊かなまちなみを演出するよう敷地内及び建築物正面の緑化に努める。 ・自然保護協定内の道路沿いは、特に協定趣旨を踏まえ緑化に努める。 | |
| 建築物又は工作物の外観に公衆の目を引くための形態・色彩・その他意匠 | 配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路からできるだけ後退させる。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように配置する。 |
| | 規模 意匠・形態 | <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の山林や集落から著しく突出した印象を与えないよう規模を抑え、周囲の建築物や樹木等の高さを超えない。 |
| | 材料 | <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の風景と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材を使用する。 ・反射光のある素材は使用しない。 |
| | 色彩等 | <ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、周囲の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とする。 ・色使いに関しては、使用する色彩相互の調和に配慮し、使用する色数はできるだけ少なくする。 ・光源で動きのあるものは、使用しない。 |



② 土地の形質の変更

| 行為の種類 | 行為の基準 |
|------------------|---|
| 変更後の土地の形状、修景、緑化等 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地の形質変更は最小限にとどめ、やむを得ない場合でも法面は、できるだけ緩やかな勾配とし、緑化に努める。 ・擁壁を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の風景との調和を図る。 ・敷地内にある広葉樹、河川、水辺等は極力保全し、活用するように努める。 |

③ 土石の採取及び鉱物の掘採

| 行為の種類 | 行為の基準 |
|-----------------|--|
| 採取等の方法、採取等後の緑化等 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努める。 ・採取等後は周囲の自然環境と調和した緑化等により修景する。 |

④ 屋外における物件の集積又は貯蔵

| 行為の種類 | 行為の基準 |
|----------------|---|
| 集積、貯蔵の方法及び遮へい等 | <ul style="list-style-type: none"> ・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 ・道路から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の風景に調和するように努める。 |

(2) 地域別基準

地域別基準は、建物を建てる敷地の過半が存する地域の基準が適用されます。

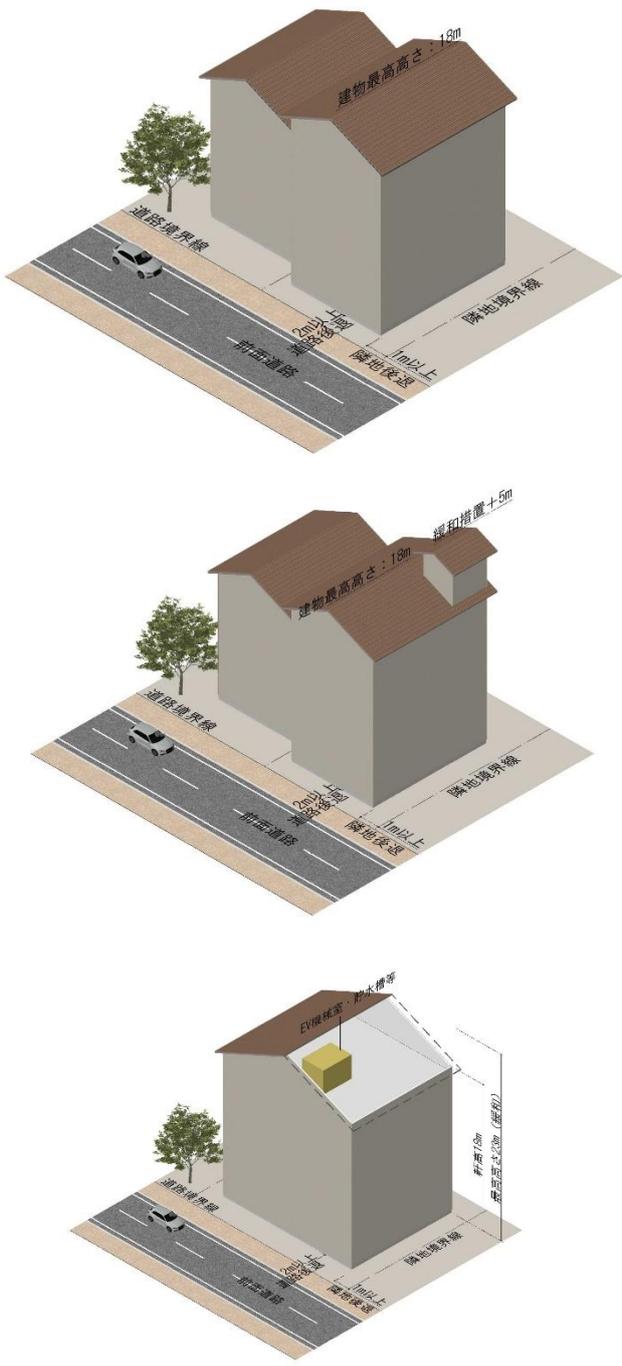
| 建築物・工作物の新築・増築・改築・移転または外観の変更 | | 行為の基準 | |
|-----------------------------|---------|--------|--|
| | | 山林集落地域 | |
| 配置 | 道路後退の距離 | 5 m | |
| | 隣地後退の距離 | 3 m | |
| 規模 | 高さの最高限度 | 13m | |

| 建築物・工作物の新築・増築・改築・移転または外観の変更 | | 行為の基準 | |
|-----------------------------|---------|-------|--|
| | | 田園地域 | |
| 配置 | 道路後退の距離 | 3 m | |
| | 隣地後退の距離 | 3 m | |
| 規模 | 高さの最高限度 | 13m | |

※ 前面道路が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の道路に該当する場合は、同条項の示す道路境界を本計画における道路境界とみなす。

| 建築物・工作物の新築・増築・改築・移転または外観の変更 | | 行為の基準 | |
|-----------------------------|---|------------------------------|--|
| | | 白馬駅周辺地域 | |
| 配置 | 道路後退の距離 | 2 m | |
| | 隣地後退の距離 | 1 m | |
| 規模 | <p>高さの最高限度</p> <p>緩和措置：建築物の屋上にEV機室もしくは貯水槽を設置した場合に適用する。ただし、高さ最高限度以上の部分に居室を設けることはできない。措置運用の際には、勾配屋根とする。</p> | <p>18m</p> <p>緩和措置 + 5 m</p> | |

※ 前面道路が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の道路に該当する場合は、同条項の示す道路境界を本計画における道路境界とみなす。

| 建築物・工作物の新築・増築・改築・移転または外観の変更 | | 行為の基準 | |
|-----------------------------|--|-------------------|---|
| | | 観光地域 | |
| 配置 | 道路後退の距離 | 2 m |  |
| | 隣地後退の距離 | 1 m | |
| 規模 | <p>高さの最高限度</p> <p>緩和措置：建築物の屋上にEV機械室もしくは貯水槽を設置した場合に適用する。ただし、高さ最高限度以上の部分に居室を設けることはできない。措置運用の際には、勾配屋根とする。</p> | 18m 緩和措置 + 5 m | |

※ 前面道路が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の道路に該当する場合は、同条項の示す道路境界を本計画における道路境界とみなす。

| 建築物・工作物の新築・増築・改築・移転または外観の変更 | | 行為の基準 | |
|-----------------------------|--|-----------------------------|--|
| | | スキー場地域 | |
| 配置 | 道路後退の距離 | 2 m | |
| | 隣地後退の距離 | 1 m | |
| 規模 | <p>高さの最高限度</p> <p>緩和措置：建築物の屋上にEV機械室もしくは貯水槽を設置した場合に適用する。ただし、高さ最高限度以上の部分に居室を設けることはできない。措置運用の際には、勾配屋根とする。</p> | <p>18m</p> <p>緩和措置 + 5m</p> | |

※ 前面道路が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の道路に該当する場合は、同条項の示す道路境界を本計画における道路境界とみなす。

| 建築物・工作物の新築・増築・改築・移転または外観の変更 | | 行為の基準 | |
|-----------------------------|---------|-------------|--|
| | | 国道沿道軸 | |
| 配置 | 道路後退の距離 | 5 m | |
| | 隣地後退の距離 | 3 m | |
| 規模 | 道路斜線 | 27° 1 : 0.5 | |
| | 高さの最高限度 | 18m | |

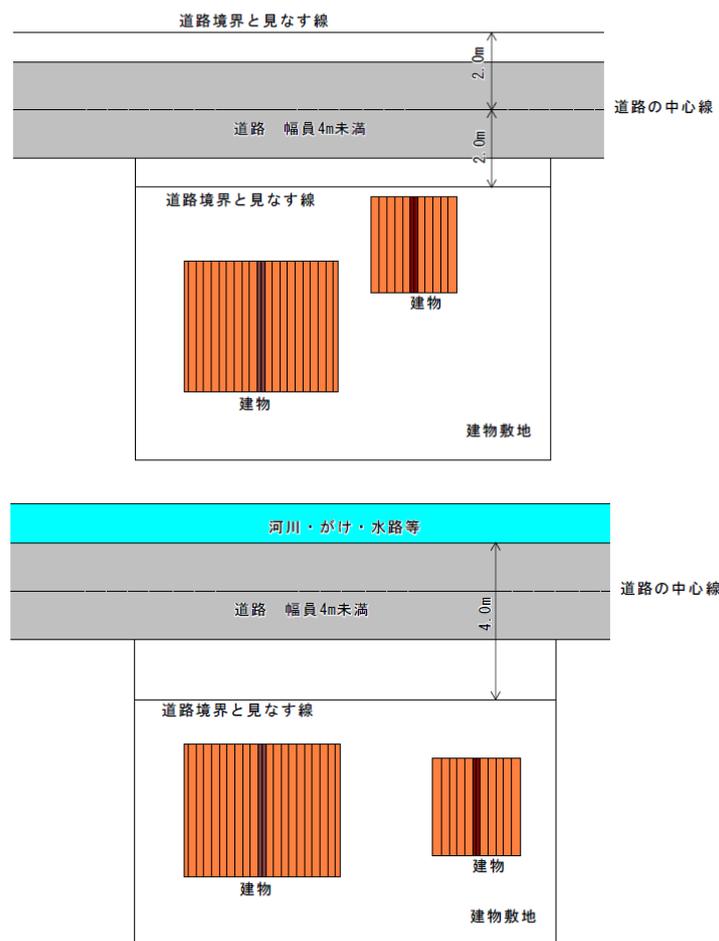
※ 前面道路が建築基準法第 42 条第 2 項の道路に該当する場合は、同条項の示す道路境界を本計画における道路境界とみなす。

| 建築物・工作物の新築・増築・改築・移転または外観の変更 | | 行為の基準 | |
|-----------------------------|---------|-------------|--|
| | | 眺望道路軸 A | |
| 配置 | 道路後退の距離 | 5 m | |
| | 隣地後退の距離 | 3 m | |
| 規模 | 道路斜線 | 27° 1 : 0.5 | |
| | 高さの最高限度 | 18m | |

※ 前面道路が建築基準法第 42 条第 2 項の道路に該当する場合は、同条項の示す道路境界を本計画における道路境界とみなす。

| 建築物・工作物の新築・増築・改築・移転または外観の変更 | | 行為の基準 | |
|-----------------------------|---------|-------------|--|
| | | 眺望道路軸 B | |
| 配置 | 道路後退の距離 | 5 m | |
| | 隣地後退の距離 | 3 m | |
| 規模 | 道路斜線 | 27° 1 : 0.5 | |
| | 高さの最高限度 | 18m | |

※ 前面道路が建築基準法第 42 条第 2 項の道路に該当する場合は、同条項の示す道路境界を本計画における道路境界とみなす。



※ 道の片側が川や崖、線路敷きなどで後退が不可能な場合には、その境界線の一方から 4 m 後退した線を道路境界とみなす。

図 建築基準法第42条第2項による道路境界の考え方

(3) 色彩基準

① 共通基準

| 行為の種類 | | 行為の基準 |
|-----------------------------|-----|---|
| 建築物・工作物の新築・増築・改築・移転または外観の変更 | 色使い | <ul style="list-style-type: none"> ・東エリアは、伝統的生活感や自然環境に調和した色使いとする。 ・中エリアは、自然環境と調和し、落ち着きと統一感の感じられるような色使いとする。 ・西・中エリアは、自然環境と調和し、洗練された格調と落ち着きの感じられるような色使いとする。 ・太陽光発電施設を屋根や屋上壁面等に設置する場合は、周囲の色使いになじませる。 |
| | 色数 | <ul style="list-style-type: none"> ・中エリアは、賑わいを演出するアクセントとなる色彩は、色彩相互の調和、使用する量に配慮する。 ・西・東エリアは、使用する色数を少なくする。 |
| | 照明 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と調和するよう建物周りの照明は設置場所に配慮しながら、過度なものとならないよう配慮する。照明は温かみのある光源を用いる。 |

② エリア別基準

| 西エリア | 外壁色 | | 屋根色 | 造作色 | |
|------|-----|-----|-----|-------------|--------|
| 部位 | 外壁 | | 屋根 | 窓枠/梁/手摺/扉など | |
| 色相 | 全色相 | 無彩色 | 全色相 | 全色相 | 無彩色 |
| 明度 | 9～3 | 9～3 | 5以下 | 6～2 | 8以上3以下 |
| 彩度 | 3以下 | - | 3以下 | 2～8 | - |

| 中エリア | 外壁色 | | 屋根色 | 造作色 | |
|------|------------|-----|---------------|-------------|--------|
| 部位 | 外壁 | | 屋根 | 窓枠/梁/手摺/扉など | |
| 色相 | R, Y R, Y系 | N系 | R, Y R, Y, N系 | R, Y R系 | N系 |
| 明度 | 9～3 | 9～3 | 5以下 | 6～2 | 8以上3以下 |
| 彩度 | 3以下 | - | 3以下 | 2～8 | - |

| 東エリア | 外壁色 | | 屋根色 | 造作色 | |
|------|---------|-----|------------|-------------|--------|
| 部位 | 外壁 | | 屋根 | 窓枠/梁/手摺/扉など | |
| 色相 | Y R, Y系 | N系 | Y R, Y, N系 | R, Y R, Y系 | N系 |
| 明度 | 9～3 | 9～3 | 5以下 | 4以下 | 8以上3以下 |
| 彩度 | 3以下 | - | 3以下 | 2以下 | - |

カラーチャート挿入

V 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針（景観法第8条第2項第3号）

景観重要建造物及び景観重要樹木を指定することにより、自然的及び歴史的景観面からの景観育成を図り、本村の特色ある景観を維持していきます。

1. 景観重要建造物

地域の良い景観の形成に重要な役割を持ち、道路など公共の場所から誰もが容易に望見でき、次のいずれかに該当するものについて景観重要建造物として指定します。指定に当たっては、所有者の同意を得た上で、白馬村景観審議会及び建築などの専門家の意見を聴くものとします。

- ① 村民に広く親しまれており、地域の景観育成上重要な位置にあり、地域の目印となっている。
- ② 村や地域の自然、歴史や文化、産業などの伝承に寄与する。
- ③ 伝統的な様式や伝統的技法が外観等に用いられ、地域の規範となっている。

2. 景観重要樹木

地域の良い景観の形成に重要な役割を持ち、道路など公共の場所から誰もが容易に望見でき、次のいずれかに該当するものについて、景観重要樹木として指定します。指定に当たっては、所有者の同意を得た上で、白馬村景観審議会及び造園などの専門家の意見を聴くものとします。

- ① 村民に広く親しまれており、地域の景観育成上重要な位置にあり、地域の目印となっている。
- ② 村や地域の自然、歴史や文化、産業などの伝承に寄与する。
- ③ 古木や巨大樹などの希少樹木や心象に残る品格・風格を備えている。

VI その他景観づくりに関する事項

1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する方針

本村の景観を構成しているもののうち、屋外広告物は建築物等と同様にきわめて重要な要素です。屋外広告物は、村民が必要としている情報を提供することによって、産業などに活気をもたらしてくれる住民生活に欠かせないツールです。また、観光が主要産業であることから、多くの案内看板や店舗等に設置された看板類がみられます。

一方で、屋外広告物が無秩序に設置されると、周辺の景観が損なわれ、また、落下、倒壊などによる事故が起きることもあります。破損など管理が行き届かない場合には、情報提供の効果も失われてしまうこともあります。

そのため、建築物と同様に屋外広告物についても設置場所、形状や規模などについて適切なルールが必要です。

現在、本村での屋外広告物に関する具体的な規制は、長野県の屋外広告物条例が適用されており、平成8年10月1日に全域が屋外広告物特別規制地域に指定されています。また、白馬村屋外広告物に関する規則により設置基準や許可申請等が規定されています。さらに、自然公園法によって、中部山岳国立公園内では特別保護地区では屋外広告物の設置が禁止され、特別地域では環境大臣の許可を、普通地域内では環境大臣への届け出が必要とされています。

本村の屋外広告物は、国道148号及びオリンピック道路沿いに多くの設置が見られます。

一方、屋外広告物特別規制地域に指定されたことにより、集合看板が設置されるなど少しずつ改善されています。

当面は長野県の屋外広告物条例によるものとし、将来的にはきめ細かで良好な景観の形成を進め、さらに公衆に対する危害を防ぐため、白馬村景観計画における基本目標及び景観育成方針との調和が保たれる条例の制定等に向けて取り組みます。



写真挿入

2. その他、景観を構成する重要な要素に関する保全等の方針

(1) 農地の手入れに関する事項

景観を形成する要素は、建物や工作物のみではなく農地も重要な景観要素のひとつとなります。

春に水かがみの田んぼに早苗が植えられ、秋に黄色く色づいた稲穂がゆれる農地の景観は、日本の原風景であり、本村においても例外ではありません。中景・遠景の景観が映えるためには、適正に維持・管理された農地であることが不可欠です。

近年、耕作者の高齢化や後継者不足等の事情から耕作をやめざるを得ない農地も目立つようになり、一部には手入れが行き届かない農地もみられます。

本村の景観を観光資源として有効に活かすためには、農地やその周辺を適正に維持・管理することが求められ、景観保全に努めることが大切です。

(2) 沿道における景観保全に関する事項

近年、車社会の進展と高速交通網の整備に伴い、多くの観光客は自動車やバスを利用して本村を訪れています。その中でまず目に飛び込むのは、遠くの山岳景観と近くの沿道景観です。

しかし、手入れが行き届かず雑草が繁茂する沿道の様子は、象徴的な遠景をも阻害してしまうため、これら道路沿いの土地について適正な維持管理を行うことが求められます。

沿道の草刈りや花々の植栽等地域をあげた取り組みは、本村を訪れる多くの人々への「おもてなし」につながることから、官民協働による維持・管理体制を充実し、沿道景観の保全を図ります。

(3) 里山の手入れと植樹・緑化に関する事項

山岳地域以外の身近な里山風景や、各所の雑木林も本村の景観を形成する大切な要素です。樹木は長い年月をかけて成長し、山麓景観の主役となっています。

一方で近年里山は荒れています。その結果として景観ばかりでなく、有害鳥獣による農業や生活への影響も少なくない状況です。

山林を管理するための人手不足を解消し、下草刈りや間伐、枝打ちなど計画的な手入れにより、山麓景観を保全していくことが重要です。

同時に開発事業においては可能な限り樹木の皆伐を避け、伐採を最小限とすることが求められます。やむなく皆伐する場合は、開発事業者の責任において新たな植樹・緑化に努めるとともに、個人住宅等を建設する場合においても、敷地内への樹木（広葉樹）の植栽や芝生・花壇の設置を促し、潤いあるまちなみ保全を図ります。

(4) 太陽光発電システム（ソーラーパネル）に関する事項

ゼロカーボン社会を目指すうえで、再生可能エネルギーを生み出す手段の一つである太陽光発電システム（ソーラーパネル）の設置は大きな期待を背負っています。

一方で、地上設置型のソーラーパネルは、眺望景観を重要と捉える本村においては、決して好ましいものではありません。特に森林の皆伐や無計画な農地転用による設置は、規模の大小を問わず極力避けるべきであり、計画段階から特に配慮が必要です。

「白馬村太陽光発電設備の設置管理等に関する要綱」やそのガイドラインに基づき、周辺地域との協議が整った上での設置を前提とし、周辺景観と調和させるため周囲を樹木で囲むなど適切な景観対策を講じることにより、直接目に触れないよう努めるものとします。

VII 景観づくりの推進方策

1. 景観づくりの取り組み

(1) 条例の適正な運用による建築物や工作物の景観誘導

景観計画区域の建築物や工作物等については、本計画に定める景観づくりの基準に沿った誘導ができるように条例を制定し適正に運用します。条例の運用に際しては、必要な審議を行う「白馬村景観審議会」を設置します。

屋外広告物に関しては、現行の「白馬村屋外広告物特別規制地域」を本計画に位置付けて運用を図ります。

(2) 村民の景観に関する意識向上

本村の景観づくりを進めるには、村民や事業者の景観に関する意識の向上を図ることが最も大切です。村民意識の実態に応じた施策として、村民の意識の向上を図るため、広報等による情報の周知といった基礎的な取り組みに加え、村民が身近なレベルで景観まちづくり活動に参加できる機会の創出等、村民の参加意欲に応じた仕組みづくりも進めていきます。さらに、景観づくりに関する村民活動団体の認定などにより、村民主体の活動を推進します。

(3) 地域のより良い景観づくりの手法

地域のより良い景観づくりは、村民、土地所有者、住民活動団体、事業者、行政等が一緒になって取り組むことが重要です。

さらに、景観育成に係る様々な制度を活用することも、より良い景観づくりに取り組むためには必要です。村では、必要に応じた協定の締結や法律に基づく地域地区の指定などによって、景観づくりを支援していきます。

① 景観協定（景観法第81条）の締結支援

地域の住民が共通の認識を持って景観づくりに取り組むことは、地域の景観を守るために最も有効な手段です。景観法では、そのような取り組みについて法的に定義しており、景観計画や景観条例の内容よりも厳しい規定を設けることも可能です。ハード面だけではなくソフト面についても規定することができます。

② 景観育成住民協定の維持と締結への支援

本村では、長野県景観条例による景観育成住民協定が、すでに7地区10協定認定され、村の景観育成の先導的な立場となり、より良い景観を目指して活動を行っています。景観行政団体移行後は、白馬村景観条例で認定を引き続き、取り組みを継続しています。

今後は、自主的な景観育成への取り組みを多くの地区へ広めることが、村の景観を守り育てることに繋がるとして、新たな地域における協定の締結を促します。

③ 景観地区（準景観地区）の導入検討

景観地区は、景観法第 61 条第 1 項に規定された地区で、都市計画法第 8 条の地域地区として定めることができます。この景観地区は、これからの良好な景観の形成を図るために設定します。

種類、位置、区域、形態意匠の制限の必須事項のほか、建築物の高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度等について、景観地区は都市計画として決定することができ、準景観地区は村の制度として条例で定めることができます。

④ 地区計画の導入支援

地区計画は、都市計画法第 8 条の地域地区として定めることができます。地域の課題や特徴を踏まえ、住民と行政が連携して地区の目指すべき将来像を設定して、その実現に向けて「まちづくり」を進めていく手法です。

地区計画では、計画の「目的」「方針」を定め、道路や公園の位置、建築物に関するルールを示した「地区整備計画」を定めます。また、地区計画の内容について「建築制限条例」等を制定し定めることにより、建築基準法に基づく建築確認の審査対象となります。

⑤ 建築協定の維持と締結への支援

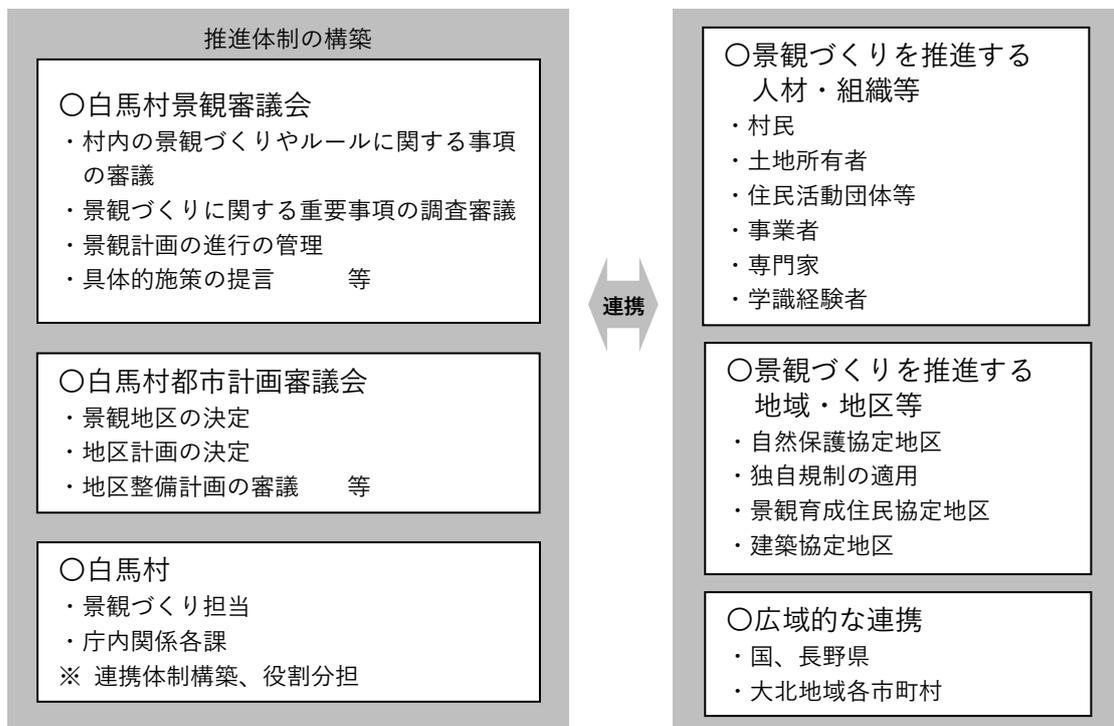
建築協定は、建築基準法第 69 条で定めるとされている制度です。建築基準法の範囲では住宅地としての環境、または、商店街としての利便性を維持、改善することが難しい場合に、より厳しい基準を定めるものです。

建築協定では、区域を定めたうえで建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定を締結することができます。

2. 景観づくりの推進体制

(1) 景観計画の推進体制

良好な景観づくりを推進するためには、本計画に基づき、村民、事業者、景観づくりを推進する地域や団体、行政などが協働して取り組みができる体制をつくります。特に白馬村景観審議会が推進体制の中心となり、積極的な景観づくりに取り組みます。



(2) 景観に関わる村民・事業者・行政の役割

① 景観審議会（白馬村景観条例第 38 条）

景観計画の策定や変更など、村長が諮問する景観づくりに関する重要な事項の調査・審議を行います。また、景観計画の進行管理や具体的施策の提言も行います。

主に村内の景観づくりやそのルールづくり、村民の意識づくりなどに積極的に取り組みます。

② 都市計画審議会

主に都市計画法、建築基準法等に基づく地域地区の設定について調査、検討を行い、積極的な景観育成を図る必要がある地区については、都市計画決定を行います。

③ 庁内調整連絡会議

行政施設、道路、公園などの公共施設は、地域の景観の特性を活かした先導的な整備が求められるとともに、世界に誇れる美しい景観を今後も保全し活用を図っていくために、景観行政を担当する所管部局と関係部局で組織する庁内調整連絡会議を設け、一層の連携や調整を図り景観づくりを推進します。

④ 景観づくりを推進する人材・組織等

本村には、自分たちが住んでいる地域をより美しく、訪れる人たちには気持ちよくという意識をもった多くの村民や団体が、花づくりなどで主要な道路や民有空間で、自主的な運営として景観づくりに貢献しています。

一定の要件を満たすそれら団体を景観育成村民団体として認定し、活動意欲を高め、景観づくりに対する取り組みを進めます。また、景観パトロールなど自主的な活動のための体制を整備します。

⑤ 景観づくりを推進する地域・地区等

白馬村には、自分たちが住んでいる地域の環境を住みやすく、美しくしたいという意識をもって自然保護協定や景観育成住民協定などが締結されています。

これら地域・地区の取り組みをさらに発展させるとともに、村の景観づくりの先導的役割を担い、村内全域の景観づくりと連携を図ります。

⑥ 広域的な連携

景観づくりは、狭義では村の景観的特徴を活かして白馬らしい景観を創出することですが、北アルプス、白馬連峰等の山岳景観やその周辺の景観は、周辺の市町村との共通の認識のもとに維持、創出することが求められます。

そこで、中部山岳国立公園を管理する国や長野県、周辺市町村との連携を図りつつ、景観づくりに取り組みます。